



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「夷苗」連帯の夢 : 「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝 (中篇)
Author(s)	吉開, 将人; Yoshikai, Masato
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 166, 1(右)-52(右)
Issue Date	2022-03-18
DOI	<a href="https://doi.org/10.14943/bfhhs.166.r1">https://doi.org/10.14943/bfhhs.166.r1</a>
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/84488">https://hdl.handle.net/2115/84488</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_166_Yoshikai.pdf



# 「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（中篇）——

吉 開 将 人

## 《目次》

- 一、はじめに
- 二、研究動向と問題の所在
- 三、郷里における楊砥中——家族史と社会的地位 〔以上、前篇〕
- 四、黔滇川三省境界地域の諸勢力と現地社会の実状 〔前篇続〕
- 五、成年期の楊砥中と郷里の武装勢力 〔前篇再続〕
- 六、「夷苗」請願運動への参加——「滇川黔辺区夷苗代表」の自称 〔以下、本篇〕
  - (1) 高玉柱を中心とする重慶での「夷苗」請願運動と楊砥中
  - (2) 「夷苗」請願運動再考

「夷苗」連帯の夢

七、楊砥中來渝の背景——黔・滇夷族土目の連帯

- (1) 楊砥中と同志安慶吾の主張
- (2) 楊砥中・安慶吾の「背後関係」
- (3) 現地当局の反応

八、貴州当局と中央の警戒——夷族エリートの請願運動から「夷苗」の広汎な覚醒へ

- (1) 貴州西北部における「西南夷苗民族解放大同盟」運動
- (2) 苗族の覚醒と「齊心会」運動
- (3) 夷族土目たちの対応
- (4) 紅軍残党による煽動
- (5) 小結

九、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」から「西南辺疆土司民衆代表」へ——高玉柱の後継者 [以下、続篇]

本研究では、非漢民族（現「少数民族」）の集住する西南中国において二十世紀前半に活躍した貴州省の夷族（現彝族）エリート楊砥中という人物に注目し、これまで歴史に埋没してきたこの人物の事跡を、それぞれの時代背景や政治社会動向と関連付けながら、中国近代史の一部として掘り起こす試みを行ってきた。

明らかとなったのは、楊砥中が没落した伝統的世襲土司家系（且蘭楊氏）後裔として出生し、一九二〇年代から三〇年代にかけての青年期には貴州隣省の雲南省で軍閥龍雲の庇護を受け、一九三〇年代の成年期に貴州に戻った後は

世襲地を領有する土目として地元軍閥と渡り合いながら生存を図り、一九三〇年代半ばには中国共産党（以下「中共」）の中国工農紅軍（以下「紅軍」）の度重なる通過（以下「長征」）に際して郷里の民団を指揮してそれに対処し、その後は黔（貴州）・滇（雲南）・川（四川）境界地域（以下「三省境界地域」）の実力者の一人として紅軍殘党および土匪・緑林の掃討に尽力し、ついには蒋介石派遣の中央軍と接点を持つに至った、という事実であった。

この過程で、楊砥中が持つ社会的な基盤も変化を遂げた。軍閥混戦の時代背景の下で、夷族土司家系後裔としての三省境界地域の伝統的血縁・地縁ネットワークが、夷族軍人の龍雲率いる雲南軍閥との交流へと發展し、楊砥中は地域や省籍を越えた夷族エリート集団の一員となったのである。一方、郷里に戻った後には、郷里の治安維持という目的で、民族区分を越えて各種地域エリートたちと結び付き、ついには三省境界地域の多様なネットワークを背後に持つ地域社会の実力者として、確固たる地位を得るに至ったのである。これを敵視したが、紅軍転戦の影響下で動きを活発化させた三省境界地域の土匪・緑林たちであり、三省境界地域における中共勢力の残存を疑った中国国民党（以下「国民党」）政権は、歴史的由緒を持ち、省籍を越えた夷族エリート集団の構成員であり、地域社会の実力者となった楊砥中に、治安維持の役割を期待するようになる。<sup>③</sup>

その後、北平（現北京）の盧溝橋事件（一九三七年七月）から、首都南京の陥落（一九三七年十二月）、武漢の陥落（一九三八年十月）へと至る中で、国民党政権の党政諸機関は南京から武漢を経て四川省重慶市に移転し（一九三七年十一月移駐宣言、一九四〇年九月「陪都」令）、もともとは辺境と見なされていた地域が「中央」としての性質を備え、蒋介石政権の生命線たる「大後方」となる。戦火を避けて多くの漢族が内地から疎開して来たことにより、辺境に対する彼らの認識が深まり、関連学術も盛んになって、西南中国の非漢民族に対して社会から広く関心と同情の視線が

向けられるようになる。<sup>(4)</sup> 一方で、各地の辺境社会においては、従来の地域社会における支配構造の上に重慶の中央政府による新たな支配が加重され、非漢民族は困窮の度合いを深めた。そしてさらに、重慶政府は彼らに対して「同化」政策を推進したのである。ところが、それはかえって非漢民族が近代教育を受ける機会と、そのエリート層の登用・政治参加の機会を拡大させることになった。その結果として現れたのが、非漢民族エリートたちの自民族意識の覚醒という、西南中国においていまだかつてなかった事態であった。<sup>(5)</sup>

楊砥中もその例外ではなかった。そして最終的には、家系・民族区分・省籍を越えて、西南中国の「夷苗」（現彝族・苗族など西南中国の各種非漢民族を包括した当時の総称）たちの多方面からの期待を、彼は一身に背負うことになるのである。

本稿では、まずその前史として、覚醒した「夷苗」たちの請願運動に楊砥中が参加していかなる活動を展開したのか、その背景にはいかなる「夷苗」の広域ネットワークがあったのか、そしてその後さらなる飛躍を遂げるための基礎を楊砥中は抗戦下でいかにして獲得したのかという点について、以下で明らかにしたい。<sup>(6)</sup>

## 六、「夷苗」請願運動への参加——「滇川黔辺区夷苗代表」の自称

一九三〇年代半ば以後、北方では日本による中華民国からの分離工作を背景として、また南方では紅軍が各地を転戦した過程で行った各種工作を背景として、各地の辺境社会が著しく不安定化した。その中で、各民族集団の「代表」を自称する非漢民族エリートたちが中央との接触を積極的に試みるようになり、首都南京や戦時首都重慶を相次いで

訪れ、中央に対して地位承認を求め、各種の請願を行った。そして、政府中枢もまた戦略的見地から、彼らを厚遇する動きを見せたのである。<sup>⑦</sup>

こうした事態の背景については、辺境の不安定化という現実に加え、前述の漢族社会の辺境認識の深化、非漢民族エリートたちの自民族意識の覚醒という要因を無視することができない。しかしそれに加えて、当時の南京国民政府が、革命からの移行期である「訓政」時期を終えて「憲政」の実施へと向かおうとしていたことも、あわせて要因として重視すべきである。非漢民族エリートたちは、それを好機としてとらえ、中華民国国内における政治的地位を獲得することを期待したのである。<sup>⑧</sup>そして、実際にそれに成功して地位を手に入れた非漢民族エリートたちが少なからずいた。<sup>⑨</sup>その中の一人が、楊砥中だったのである。

#### (1) 高玉柱を中心とする重慶での「夷苗」請願運動と楊砥中

楊砥中の動静が、中央の同時代史料に最も早く見えるのは、武漢陥落直前の一九三八年九月十日に、「世襲雲南北勝土司・西南夷族沿辺土司代表高玉柱、西南夷族請願代表喻杰才、寧属夷族代表王濟民、四川土司代表嶺光電、前水西土司・滇川黔辺区夷苗代表安慶吾、前且蘭土司・滇川黔辺区夷苗代表楊砥中、滇川黔辺区夷苗代表王漢瑛、わんび暨あ廣西・湖南夷苗代表等」が、国民政府軍事委員会委員長の蔣介石（当時、武漢駐在）に提出した呈文（上申書）においてある。<sup>⑩</sup>これに続いて重慶の軍事委員会委員長長行宮主任張群、国民政府の行政院長孔祥熙、および政府主席林森に提出された呈文の全てにおいて、七人の連署者のうちの六番目の位置に楊砥中の名前を見ることができるといえる。<sup>⑪</sup>

高玉柱たちは、漢字と夷文字を刻んだ木製印章を用意してその印影【写真2】と、新たに起草した「設立規則」を

「夷苗」連帯の夢

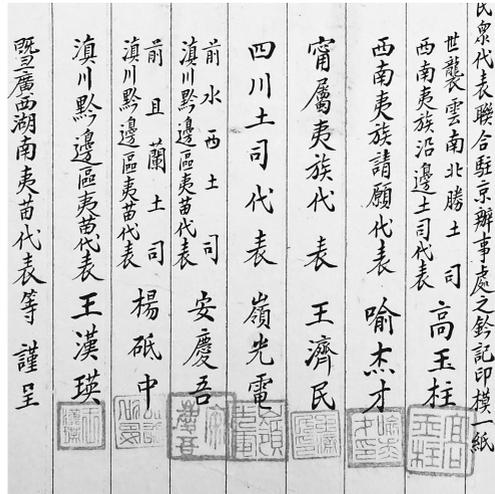


写真1 重慶における「夷苗」請願運動の同志たち

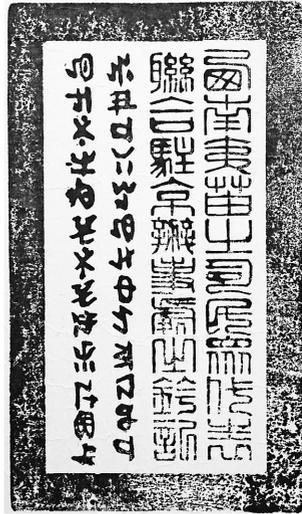


写真2 「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處之鈐記」印影

日に、政府主席林森による接見が同年十月三日【写真1】、立法院長孫科による接見が同月七日に、相次いで実現したのである。当時の報道で楊砥中の名前が同行者として見えるのは林森との接見においてのみであるが、その他の接見にも同行していた可能性が高い。成年期までを郷里で生きてきた楊砥中にとって、これが政府中枢との初めての接触となったのである。

楊砥中たちを率いた人物として筆頭に名前が見える高玉柱は、雲南省西北部に位置する北勝（現永勝県）の土司後

添え、「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處」（事務所）を重慶に設立する許可を求め、「安慶吾・王濟民・楊砥中・王漢瑛等四人」をその「常駐代表」に推挙した。それを受けて、高玉柱たちに対する行政院長孔祥熙による接見が一九三八年九月二六

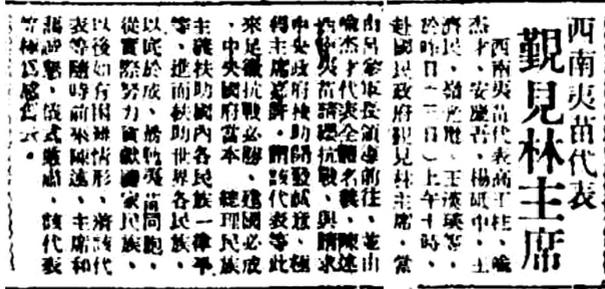


写真3 「夷苗」請願代表に関する記事 (1938年10月4日)

裔の女子で、中華人民共和国の建国後、一九五〇年代の民族識別で永勝高氏は漢族に分類されたのだという<sup>13)</sup>。高玉柱と行動を共にしたのは、呈文で高玉柱に次ぐ二番目の位置に名前が見える喻杰才であり、雲南省西北部の麗江出身で今日の納西族に該当し、雲南陸軍講武堂卒業の軍人であった【写真4】。二人は、一九三六年以来、「夷苗」「西南夷族」の抗戦への貢献を訴え、その文化教育振興、辺境開発、軍事動員、政治参加、活動母体の「西南夷族文化促進会」への助成、「辦事処」設立などを求める請願運動を、中国各地で展開してきたのである<sup>14)</sup>。



写真4 向かって左から 高玉柱・喻杰才

高玉柱とその請願運動については、これまでに非常に多くの研究成果が発表されて<sup>15)</sup>いて、本稿でも参照するところが少なくない。高玉柱と喻杰才が請願運動を始めたのは、楊砥中が請願に名を連ねるより二年前の一九三六年六月のことである。同年四月に雲南を出発、六月初めに首都南京に到着した

「夷苗」連帯の夢

二人は、翌一九三七年七月にかけて、「西南夷苗族沿辺土司代表・西南夷苗族民衆請願代表」「西南夷族沿辺土司代表・西南夷族（民衆）請願代表」「西南夷族沿辺土司民衆請願代表」などの名義で、南京・上海の政界・社交界を舞台に、広く支援を求める活動を展開した。彼らの活動は、政府・社会の関心を集めることに成功するが、日本との戦争が始まり、戦火が上海に及ぶと、その動きは頓挫する。紆余曲折を経て、抗戦下の重慶で再始動した結果が、先に見た一九三八年九月の七人連署の呈文なのである。

## (2) 「夷苗」請願運動再考

高玉柱とその請願運動に関する先行研究は多いが、それらの主要な関心は、一九三七年七月までの南京・上海での活動と、本稿で扱う一九三八年九月以後の重慶での活動に向けられており、南京・上海で活動停止を余儀なくされた後、重慶に現れるまでの間の時期については、関心が乏しい。近年、この時期についても少しずつ議論を見るようになったが、<sup>17</sup>なおも不明な点が多い。

楊砥中が中央に進出する経緯を明らかにするためには、この間の高玉柱の動静と、それに楊砥中がいかにして合流したかという問題を明らかにしなければならない。こうした問題意識から、本研究では楊砥中の郷里での経歴と関連付けてすでにこの問題を検討し、幾つかの新たな史実を明らかにした。ここで改めて先行研究の関連する指摘に、自ら得た知見を加え、この問題についてまとめるなら、以下のようになる。

前述の通り、楊砥中と高玉柱との関係が史料によって具体的に示されるのは、一九三八年九月の重慶における高玉柱率いる「夷苗」請願運動においてである。ところが、関連史料を精査すると、高玉柱と喻杰才が一九三七年十月に

戦地を離脱、湖南省を経て、同年十一月以後のある時期に貴州省に入り、省都貴陽で省内各地の「夷苗」エリートや青年学生らと交流し、国民党省党部と省政府に対して各種の請願を行っていたことが明らかとなる。当時の請願内容は、貴州での活動のための経費補助に加え、「臨時辦事処」（臨時事務所）設立を含むものであったが、認可を得られず、また貴陽で「土著」（土着民＝地元のみ漢民族）を連繋し、武器・人数調査表、宣伝物、募金台帳を配り、蒋介石の委任を受けていると喧伝していたところ、当局の嫌疑を受けたという。高玉柱たちの南京・上海撤収から重慶での再始動の間には、貴州での積極的な活動があったのである【写真5】。楊砥中の名前はこれらの史料に見えないが、この頃、彼が地元で「貴州大定（現大方県）五属（畢節・大定（現大方）・水城・威寧・黔西県）農会指導員」を務めていたことが判明している。一年後の重慶に楊砥中が登場し、高玉柱主導の「夷苗」請願運動に合流する背景として、それ以前に高玉柱たちが貴州で行っていた活動について重視すべきであろう。<sup>18)</sup>

西南夷族沿邊土司民衆請願代表



写真5 貴州省档案馆蔵  
刺名才杰喻

この想定は、一九三七年七月までの南京・上海での「夷苗」請願運動を再検討することによって、さらに補強される。

「夷苗」請願運動に関する従来の研究では、雲南省西北部出身の高玉柱・喻杰才ばかりが目まされてきた。ところが、高玉柱たちの南京・上海での活動の基盤となった「西南夷族文化促進会」は、もともと四川省南部（後の西康省寧属）出身の夷



写真6 「西南夷族文化促進会」の同志たち（前列向かって左から王奮飛・曲木蔵堯・安騰飛、後列向かって左から阿彌魯徳・曲木倡民・嶺光電）

族エリートの曲木蔵堯（常務委員）、嶺光電（執行委員）、曲木倡民（後補委員）と、貴州省西北部出身の夷族エリートの王奮飛・安騰飛・阿彌魯徳（執行委員）の計六人が連携して、一九三四年に南京で結成していたものだった【写真6】。高玉柱・喻杰才たちが活動を始める基盤には、四川・貴州の彝族エリートたちの連携があったのである。「夷苗」請願運動が最初期においてすでに楊砥中の郷里と地縁的に結び付いていたという事実を、正しく理解する必要がある。<sup>19</sup>一九三八年九月の七人連署の呈文で高玉柱・喻杰才に続く三番目、四番目の位置に「（四川）寧属夷族代表」「四川土司代表」として名前が見えるのも、「西南夷族文化促進会」結成時のメンバーであった曲木倡民（王済民）と嶺光電である。<sup>20</sup>雲南省出身の高玉柱・喻杰才の存在感の大きさに相反し、「夷苗」請願運動はその出発点においてはもともと現四川南部と貴州西北部の夷族エリートの連携を基礎とするものだったのであり、それは一九三八年九月以後においても同様であったのである。

こうした事実には、前述の高玉柱・喻杰才たちの貴州での活動を重ね合わせるのなら、重慶で再始動した「夷苗」請願運動に、貴州西北部の有力な夷族エリートであった楊砥中が合流することは、必然的な帰結だったと見るべきであろう。

## 七、楊砥中来渝の背景——黔・滇夷族土目の連帯

「夷苗」請願運動に参加した後の楊砥中の動静については、高玉柱に関連する先行研究の中で若干の言及がなされたことがあり、また楊砥中の妻や楊砥中本人に関する伝記の中でも述べられたこともある。<sup>(22)</sup>ところが、先行研究には、楊砥中の活動を主題とするものは筆者の旧稿以外になく、世に流布する訛伝が少なくない。以下、その欠を補い、考証を試みていきたい。

### (1) 楊砥中と同志安慶吾の主張

楊砥中が高玉柱の請願運動に参加した動機については、一九三八年九月の一連の呈文に付属する別史料、すなわち「前水西土司・滇川黔辺区夷苗代表安慶吾」と「前且蘭土司・滇川黔辺区夷苗代表楊砥中」が、一九三八年九月に国民党中央党部総裁蔣介石・副総裁汪精衛、および国民政府の行政院長孔祥熙、政府主席林森などに対し、二人連署で提出した呈文<sup>(23)</sup>が手掛かりとなる。

安慶吾は、一九三八年九月の七人連署の呈文にも、王済民・嶺光電に続く五番目の位置に名前が見える。<sup>(24)</sup>安慶吾については今日までに伝記が立てられておらず、その人物像についてはほとんど不明である。それは、彼が一九五〇年に貴州省西部の水城県（現六盤水市）近辺で武装蜂起し、中共軍（人民解放軍）によって鎮圧されたことによるものだろう。<sup>(25)</sup>しかし、方志・党史・文史資料中には幾つかの断片的な記事が見出され、現地調査の成果を組み合わせて総



写真7 以角遠景（中央が安慶吾邸宅旧址、向かって左側の校舎建築が「省立以角边疆小学」の後身「納雍県新房彝族苗族郷以角小学」）



写真8 以角土目安上達墓（民国12年安以成重修）

合すると、以下のような理解が得られる。

安慶吾は、一九三〇年代から一九五〇年までの時期に、現在の貴州省西北部の畢節市納雍県新房彝族苗族郷以角村を拠点としていた夷族土目である【写真7】。以角村を望む丘の上には、一八一五年に没した安上達の墳墓が現存し、一九二三年にその九代孫の安以成が重修した墓碑には、安以成と妻の隴氏との間に生まれた男子として「□吾」「省吾」の名前が刻まれている<sup>26</sup>【写真8】。前者が安慶吾であるか、そうでなければ彼らと排行を同じくする親族の一人が安慶吾ということになる。安以成については、一九二一年の『（民国）水城県志稿』に有力土目として記録されており、墓碑銘の内容と矛盾しない。安慶吾は、少年時代に父を亡くし、近隣の土豪の圧迫を受けたものの、貴陽に進学した後、帰郷して水城県南開区（以角は一九四一年に水城県から納雍県へと帰属替え）の区長の職に就いたのだという。一九三五年四月の紅軍紅九軍団の以角通過の際、安慶吾は数百人規模の兵力を有していたが、本人は雲南省の昆明に行って不在で、紅軍は彼の邸宅に押し入り、十数丁の銃を奪い、家財を貧民に分配し、数時間にわたって以角にとどまるとされる。この後、一九三六年、安慶吾は以角に小学校を開設することを貴州省政府に申し

出て、私産を投じて「省立以角辺疆小学」を翌一九三七年に成立させる。ところが、嫌疑を受けて教育事業は妨害され、一九四〇年に水城県政府が学校を接收し、重慶にいた安慶吾はその報に接して故郷に戻らず、雲南省の鎮雄に逃がれたとい<sup>(27)</sup>う。

本研究では前稿までの議論の中で、夷族土目であった楊砥中が郷里で経験した苦境と、それを克服して行った種々の活躍、そして最終的に郷里で挫折を経験するまでの過程について明らかにした。安慶吾もまた夷族土目として、郷里において外来の武装勢力の攻撃を受け、地元当局と渡り合いながら、活路を切り開こうとしていたが、結局は郷里での活躍の道を失った。二人は実に酷似した人生を歩んでいたのである。

彼らが重慶で七人連署の呈文を提出した当時の履歴史料によれば、一九三八年十二月段階で、安慶吾は二七歳、楊砥中は二九歳であ<sup>(28)</sup>った。年齢が近く、省籍も同じで、そして成年期までの人生経験を同じくした夷族土目として、二人が行動を共にしたことは、これもまた必然的帰結であつたと見ることができる。

## (2) 楊砥中・安慶吾の「背後関係」

楊砥中と安慶吾が一九三八年九月に、国民党中央党部總裁蔣介石・副總裁汪精衛、および国民政府の行政院長孔祥熙、政府主席林森などに対して二人連署で提出した呈文は、「水西〔土司の〕世家〔世襲家系〕」であると自らの歴史的由緒から説き起こし、秦漢時代の西南夷、明代の水西土司夫人の奢香（且蘭楊氏の祖先）、清初の「改土歸流」（世襲土司の廃止）を経て、牂牁・水西・且蘭・烏撒・延昌・芒部の諸部族に分れた後、近代を迎えて没落の一途をたどった経緯について説明する。没落の要因の一つとして彼らが糾弾したのは、貴州軍閥の周西成が「拍賣匪絶産〔匪産・

「夷苗」連帯の夢

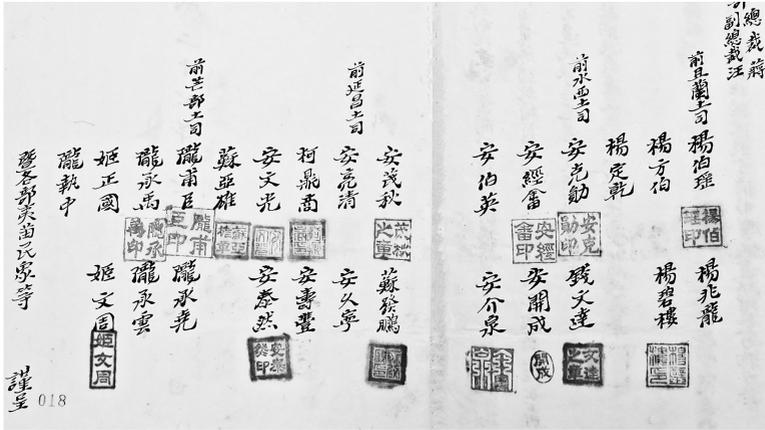


写真9 黔・演夷族土目連署の推薦状

絶産を没収して売り払う」の非法を制定したことであり、「私たち夷苗土司が数千年来、自ら耕し自ら切り開いてきた土地を勝手に売り払い、それによって夷苗を殺し尽くそう」としたと告発し、「夷苗」の苦境を「この世の地獄」と形容して、目下の抗戦に対する「夷苗」の貢獻を訴え、辺境の地方政治の改善、「夷苗」の軍事動員、その教育振興、辺境開発の四点について請願したのである。<sup>29)</sup>

この二人連署の呈文とあわせて注目されるのは、その附件（添付史料）として残されている、二十七人の連署者が安慶吾・楊砥中を彼らの代表に推挙した、もう一つの呈文である【写真9】。安慶吾たちの呈文と同様に、三省境界地域の土司家系の由緒から説き起こし、近代以来の没落の歴史と目下の苦境を述べる内容がそこに認められるが、安慶吾たちの呈文に先立つ一九三八年七月の日付を持ち、しかも二人連署の呈文には見えない、以下の重要な内容を含んでいる。

昨年、高玉柱女士と喻杰才君は、私たち土司（土目）・辺民（辺境の民衆）の思いを代表し、はるばる南京に行って請願したところ、わが中央政府が一視同仁に「その請願を」受け入れて下さっ

たことに深く感じ入りました。私たち辺民も感激に堪えません。このたび、高・喻両代表は、「政府の」指示で南方〔西南中国〕に戻って活動し、中央〔政府〕の威徳を広く知らせ、抗戦の状況に刺激されて、私たち辺民は大いに発奮しました。ここに安慶吾・楊砥中の二人の同志を推挙して派遣し、私たちの民意を代表して、喻代表たちと共に、謹んで出向いて、私たちの状況を報告し、人力・物力の全てを捧げ、中央政府にあつては最高領袖〔蔣介石〕の指揮の下、断固として応戦し、国民の尽くすべき責任を尽くし、民族の活路を切り開き、ひいてはそれによって辺民の教化を促進して、平等に進歩する域に到達することを誓う次第です。安慶吾君は水西〔土司〕の後裔〔土目〕、楊砥中君は且蘭〔土司〕の後裔〔土目〕で、共に私たちの中で傑出した人物であり、長年にわたって郷里を防衛し、地域を統治して、大いに功績をあげており、民族事業の推進については、特に全力を尽くし、平素より辺民から尊敬されています。このたび、「二人が私たちの」民意を代表することについて、私たちは配下とともに、誓約して後方支援者となる次第です。〔二人に〕接見し訓示して下さいますよう、切に要望いたします。<sup>(30)</sup>

これにより、高玉柱・喻杰才たちの南京・上海での成果が、貴州での宣伝活動を通じてこの呈文の連署者たちを刺激し、彼らの代表者としての安慶吾・楊砥中の重慶への派遣に至ったことが明らかとなる。このことは、本稿が以上で論じてきた幾つかの事実とも完全に符合し、それを史実として理解することができる。

この呈文の連署者として見える二十七人は、「前且蘭土司・楊伯瑤・楊兆龍・楊方伯・楊碧榛・楊定乾、前水西土司・阿克勛・錢文達・安経畚・安開成・安伯英・安介泉・安茂秋・蘇尧鵬、前延昌土司・安亮清・安久寧・柯鼎商・安寿豊・安文光・安泰然・蘇亜雄、前芒部土司・隴甫臣・隴承堯・隴承禹・隴承雲・姬正国・姬文周・隴執中（暨各部夷<sup>おまひ</sup>）

「夷苗」連帯の夢

苗民衆等」である。

最初の「前且蘭土司」の楊氏は、いずれも楊砥中の同族である且蘭（扯勒）楊氏と見られる。筆頭の楊伯瑤は、すでに本研究で繰り返し論じてきたように、楊砥中の長兄で、貴州省大定県の中箐土目（現貴州省大方県八堡彝族苗族郷中箐村）であり、かつ次兄の領地を継承して畢節県の家夏土目（現貴州省畢節市七星関区林口鎮新莊村）でもあった人物である<sup>31</sup>。楊兆龍は、前稿で言及した畢節県の鎮西土目の人物である。楊方伯は、楊伯瑤の男子である可能性が高い<sup>33</sup>。楊碧樓は畢節県の鎌刀湾土目（現畢節市七星関区生機鎮鎌刀湾村）であることが明らかである<sup>34</sup>。楊定乾については不明とするより他はないが、他の人物についての属性を重視すれば、これらが全て土司後裔家系の且蘭楊氏の夷族（現彝族）土目であることは間違いないだろう。

続く「前水西土司」の安氏・錢氏・蘇氏のうち、安克勛については、他の史料に「納雍県……昆寨的安克勛（彝族）」<sup>35</sup>「昆寨土目安克勛」という記事が見え、さらにまた別の史料には安慶吾と協力関係にあった「昆寨土目安克昌・安克謙」という人物の存在が確認される。昆寨土目とされる以上三者はいずれも排行字「克」を持つ。それが貴州省郎岱県彝郷郷の上官土目（現貴州省六盤水市六枝特区牛場苗族彝族郷上官寨村）の安克庚と共通することから見れば、安克勛は安克庚と同宗の夷族土目と推測される。錢文達は水城県の玉舎土目（現貴州省六盤水市水城区玉舎鎮）であることが明らかであるが、安経畚・安茂秋については不明とするより他はない。安開成は、大定県の百納土目（現大方県百納彝族郷）の「安開臣」と音通するので、おそらくこれであろう<sup>37</sup>。安伯英は安克庚（安仲英）の長兄の郎岱上官土目<sup>38</sup>で、安介泉は大定県義徳郷の馬場土目（現納雍県鍋圈岩苗族彝族郷馬場）である<sup>39</sup>。蘇発鵬については、安慶吾の郷里の水城県以角に隣接する田壩土目（現六盤水市鐘山区青林苗族彝族郷田壩村）で、前述の一九三七年における「省立



写真10左 倉房上隴氏土目衛門現状 写真10右 大湾倉房上隴氏土目衛門(中央)遠景

以角边疆小学」開設のみならず一九五〇年における蜂起までも安慶吾と行動を共にした人物であることが明らかである。<sup>41)</sup> 特定不能な人物も含まれるが、特定可能な人物についての属性を重視すれば、これらは全て土司後裔家系の夷族土目である可能性が高い。

「前延昌土司」、およびその安氏・柯氏・蘇氏については不明とするより他はない。

そして「前芒部土司」の隴氏・姫氏のうち、隴甫臣は、芒部引芝堂(魯那支)隴氏について調べると、雲南省鎮雄県の營上土目(現雲南省昭通市鎮雄県坡頭鎮營上村)の「隴輔臣」<sup>41)</sup>と音通するので、おそらくこれであろう。隴承堯・隴承禹は、隴輔臣長子の隴德華が「号承堯」であり、三子の隴德榮が「号承虞、单名禹」とされるから、おそらくこれらであろう。<sup>42)</sup> 隴承雲については不明だが、排行字「承」を同じくするから、隴輔臣の男子の一人か、その親族であるに違いない。隴執中は、芒部瑞恩堂(野登壩支)隴氏について調べると、大湾倉房上土目(現鎮雄県大湾鎮倉房上村)【写真10左・右】の隴維邦の長子である隴體庸が「号至中」<sup>43)</sup>であることが判明し、「執中」と音通するから、おそらくこれであろう。以上はいずれも芒部隴氏の夷族土目と理解される。姫正国については不明だが、姫文周については、水城県楊梅の姫官營土目(現貴州省六盤水市水城区楊梅彝族苗族回族郷姫

官宮村) 姫苗官の男子の名前が姫文周であったことが知られるから、おそらくこれであろう。<sup>(44)</sup> 特定可能な人物も含まれるが、特定可能な人物についての属性を重視すれば、これらは全て土司後裔家系の夷族土目である可能性が高い。

楊砥中の母は水西安氏の郎岱上官土目の娘で、楊砥中自身の妻は芒部瑞恩堂(野登壩支) 隴氏の梭戛土目(現雲南省昭通市彝良県龍街) 隴維崧の次女の隴体智であり、そしてさらに楊砥中の次兄である楊仲瑤の遺児の楊煥霞も、芒部引芝堂(魯那支) 隴氏の營上土目隴輔臣の十二子、隴德超に嫁いでいた。<sup>(45)</sup> 以角土目安以成の妻が隴氏であったことについても、先に指摘した通りである。<sup>(46)</sup> さらに、楊砥中の属する扯勒(且蘭) 部の諸姓と芒部隴氏は、古来、通婚関係を持つ土司後裔家系の間柄であったことが指摘されている。<sup>(47)</sup> 楊砥中と水西安氏の安慶吾との間はもちろんのこと、彼ら二人とこの連署推薦文に見える多くの各地夷族土目との間には、歴史的かつ同時代的な姻戚関係が存在していたのである。

また、こうした姻戚関係に加え、隣省雲南の三省境界地域の実力者であった隴承堯とは、楊伯瑤・楊砥中が、緑林武装勢力の鎮圧のために共同作戦を展開する関係にあったことについて、すでに前稿で明らかにした通りである。<sup>(48)</sup> この他、隴承堯の父の隴輔臣が一九四三年に死去した際には、楊砥中が「西南辺疆少数民族〔土司民衆?〕駐京代表」名義で「隴輔臣先生訃告」の文字を代書していることも確認される。<sup>(49)</sup>

以上を総合するなら、楊砥中は安慶吾とともに、夷族土目固有のネットワークを利用して、自らが代表にふさわしい人物であることを主張し、高玉柱の主導する「夷苗」請願運動に加わることで、より広汎な勢力の一員になったと解釈される。そしてそれは、三省境界地域、特に貴州・雲南の夷族土目たちの連帯を象徴する行動として評価すべきものである。<sup>(50)</sup>

### (3) 現地当局の反応

以上の考証で明らかとなった背景の下で、一九三八年九月、楊砥中と安慶吾は重慶に登場し、高玉柱たちと共に「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処」を重慶に設立する許可を求め、その結果、行政院長・政府主席・立法院長による接見が相次いで実現したのである。

ところが行政院は、検討を委ねた内政部からの意見に従って、院長孔祥熙の名義で高玉柱たちの設立申請を正式に退けたと見られる。<sup>(51)</sup> 内政部からの意見とは、「西南各省に散居する夷苗民衆、および辺境の省にわずかに残存するのみの土司組織は、いずれも所管の各地方政府に隸属し、「蒙蔵委員会管轄の」蒙古やチベットの民衆が固定の区域と特殊な状況を持つこととは全く異なる」という、地方行政担当の国家機関としてのきわめて現実的な判断によるものであった。<sup>(52)</sup> そして、その判断に従い、中央による特別待遇は無用と結論付けられたのである。

それでは、高玉柱たちの中央への申請に対し、「所管の各地方政府」はいかなる対応をしたのだろうか。この問題については、各省所蔵の地方檔案によってのみ検討が可能だが、目下の中共当局による管理と統制の下では、それを実現させるのはもはや不可能と認識すべきである。<sup>(53)</sup> ただし幸いにも、かつて地方檔案を調査した中国国内の研究者たちが自ら収集した史料の一部を研究成果に引用しており、断片的な手がかりを得ることができるとは参考にするなら、行政院から高玉柱たちに却下の判断が通知されたのに前後して、少なくとも四川省と貴州省の当局に対しては、高玉柱たちから中央に提出された各呈文や報告が転送され、現地の意見を求め、あるいは現況を改善するように指示がなされたようである。<sup>(54)</sup> 「夷苗」請願運動は、ここにささやかな成果を見たのである。

それら中央からの転送と指示に対しては、二つの省の間で対照的な反応が見られた。四川省については、省政府主

席の王纘緒が行政院長の孔祥熙に、高玉柱たちによる「辦事処」設立申請に対する回答を督促したことが確認できる。<sup>(55)</sup>一方で、貴州省政府については中央に対するそのような働きかけは確認できない。それどころか、安慶吾と楊砥中が呈文を提出したことに強く反発し、彼らの主張を完全否定する以下の回答が、一九三八年十二月、行政院に送られたことが判明するのである。

貴処〔行政院秘書処〕からの〔民国〕二七（一九三八）年十一月十日渝九二二六号文書を拝受し、それによると、安慶吾たちが滇川黔辺境〔三省境界〕夷苗地域の軍政・教化・経済開発を改善するように意見書を提出したことを受け、〔行政院長の〕命令で呈文の写しを送るので、調査検討して返書されたし、とのこと。本省政府は省内の居民に対し、一切の措置は等しく一視同仁の趣旨によっておりますし、また夷苗民衆は知識の程度が低く、言語や習慣も異なっていますので、夷苗民衆が多い地域に対しては、役人の人選と政策の遂行に当たっては、特別に慎重にし、さらに目下、積極的に夷苗民衆の教育を推進しており、それを根本計画として、省内の民衆を一つに融和させるように努めており、皆が中華民族の旗幟の下にあり、もはや漢・夷・苗の区分は存在しません。さらに、本省の政治制度はすでに軌道に乗っており、土司制度はもはや存在しておらず、安慶吾たちが「滇川黔辺区夷苗土司民衆代表」を自称するのは、全く「現実と」合致しません。「彼らに」以下のことを命令して遵守させて下さい。すなわち、もし具体的な計画があるのなら、省政府に随時提出し、採択してもらおうように、また誤った名義を立てて、心得違いを自ら示すことがないように、と。<sup>(56)</sup>

このように、貴州当局は省政府主席呉鼎昌の名義で行政院に回答し、安慶吾たちの地元である貴州省において、辺境統治が慎重かつ順調に行われていて、中華民族としての同化政策が成功しており、そもそも彼らが名義とした民族集団の区分や土司制度はすでに存在しないと説明し、中央政府に嘘偽りを述べてでたらめな名義を名乗った二人を訓戒するよう、依頼したのである。

これを受けた行政院が、翌一九三九年一月に安慶吾たちに対して、貴州当局からの回答を伝え、それに従うよう指示し、同時に貴州省政府に対してもその処理報告をしたことが、史料によって確認される。<sup>(57)</sup>このように、楊砥中が同志安慶吾と共同で、広汎な夷族土目たちの支持まで取り付けて提出した呈文は、貴州当局の横やりを受けて、なかったことにされてしまったのである。

## 八、貴州当局と中央の警戒——夷族エリートの請願運動から「夷苗」の広汎な覚醒へ

そもそも「夷苗」請願運動と貴州当局との因縁は、この時に始まったことではなく、根は深い。振り返れば、すでに一九三七年の十月・十二月に、当時高玉柱たちが貴州で行っていた積極的活動に対し、現地当局は疑惑の目を向け、それをいち早く重慶の行政院と軍事委員会委員長行営に報告していた。一九三八年九月に高玉柱たちが重慶で「辦事処」設立申請をした際、貴州当局から過去に報告を受けていたこの情報も、あわせて行政院から内政部へと送られ、注意が喚起されたのである。<sup>(58)</sup>

貴州当局と高玉柱たちの「夷苗」請願運動との因縁は、その後も消え去ることはなかった。以下において、それを

「夷苗」連帯の夢

検討してみよう。

(1) 貴州西北部における「西南夷苗族解放大同盟」運動

一九三八年九月以後における高玉柱たちの貴州への関与として注目されるのは、一九四〇年の畢節における「辺疆同胞」会議の開催と「西南夷苗族解放大同盟」(以下「大同盟」)の結成、および「大同盟」のその後の貴州各地における活動である。

その契機となったのは、国民政府軍事委員会が抗戦下の幹部養成のために新設した「軍事委員会」戦時工作幹部訓練団(以下「戦幹部」)が、一九三九年夏に貴州西北部の畢節地区で行った「夷苗」学生の募集活動であった。これは、高玉柱と喻杰才が、軍事委員会に申し入れて実現させたものであり、この時、喻杰才が貴州省を訪れ、畢節県城において受験希望者に対する説明を行い、試験の結果、貴州省全体から約百人が採用され、重慶の南に接して位置する四川省綦江県で戦幹部の教育・訓練を受けたのである。

それを修了した貴州出身の「夷苗」学生は、一九四〇年夏に貴州に戻り、省内各県に配属されたという。そして、綦江の戦幹部在籍期間に重慶の高玉柱・喻杰才との交流を深めた一部の「夷苗」学生は、貴州各地への配属を経た後、高玉柱・喻杰才から貴州訪問の知らせを受け、一九四〇年初秋に彼らを畢節に迎えて「辺疆同胞」の会議をまず三十人余りで開催し、そこで「大同盟」を発足させたのである。

この会議で彼らが決議したのは、政治面では民族平等を実現し、夷苗民族事務を専管する組織機構を設置すること、軍事面では夷苗民族の軍隊を組織し、抗日救国闘争に参加すること、経済面では地方資源を開発し、辺境経済を発展



写真 11 金国光

させ、夷苗民族の生活を改善すること、さらに文化面では、辺境民族教育を  
発展させ、知識を広め、地方の人材を養成することを求めた「四大方案」で  
あったという。会議の参加者はその後、貴州各地で「大同盟」の宣伝を進め、  
全体で数百人余りの入会者を得たという。<sup>(59)</sup>この貴重な記録を残したのは、戦  
幹部の出身者で「大同盟」結成時の構成員、金国光（大定県〔現畢節市大方  
県〕夷族）という一人の親歴者であった【写真11】。

上述の通り、貴州当局は早くから高玉柱・喻杰才の運動に注目しており、  
それに端を発した「大同盟」の活動は、当然ながら当局の警戒を呼び起こした。金国光は、一九四一年夏に貴州西北  
部の水城県で「大同盟」の活動に対して厳しい弾圧がなされたことについて、以下のように回顧している。

大同盟が抗日救国のために組織した志願兵団を、「夷苗民衆による暴動の準備だ」と水城県〔現貴州省六盤水市  
水城区〕県長の阮略が〔省政府からの〕論功行賞目当てで誣告し、その結果、貴州省政府が命令して取り締まり、  
また保安団を派遣して武力鎮圧し、何人かが殺されたということを、一九四一年の夏、貴州からの情報で知った。  
私たちが〔大同盟の活動で〕連絡を取ったことのある楊萃昌や銭文達……などは逮捕されて投獄され、……私も  
指名手配を受けた。こうして、大同盟の貴州での組織と活動は解散させられ、私……は〔雲南省〕昆明に留まる  
より他はなかったのである。<sup>(60)</sup>

「夷苗」連帯の夢

検挙された人物のうち銭文達は、前章で見た安慶吾・楊砥中の推薦書に連署した二十七人の夷族土目の一人、水城玉舎土目の銭文達に他ならない。金国光は「大同盟」の活動をこれ以前にさかのぼって記述する中で、もう一人の検挙者とされた楊昌挙という人物について、以下のように述べている。

〔一九四〇年秋の会議の後〕しばらく準備をして、私たちは印刷した四大方案〔のチラシ〕を大量に持ち、畢節から出発し……水城県放馬壩〔現六盤水市鍾山区月照街道馬壩村〕の楊挙昌〔苗族〕の家に着いた。ここは苗族が集住する村で、多くの苗族同胞たちがキリスト教を信仰していた。楊挙昌の族兄の楊挙林は教会の牧師で、当地の苗族同胞の中で人望がとて高かった。彼〔楊挙林〕は……私たちが大同盟の趣旨を説明し、あわせて四大方案〔のチラシ〕の一部を配布してもらえないかお願いすると、快諾した。彼〔楊挙林〕はさらに教会の名義で規模の大きな集会を開催し、彝苗〔夷苗〕民族は団結しよう、共に生存の権利を勝ち取ろう、抗日して救国しよう、国があつて初めて家がある、などと宣伝を行った。この集会に参加した苗族同胞は、水城県下の区・郷以外に、赫章・威寧・織金・郎岱〔現六枝〕などの各県からやつて来た。二百人余りが大同盟に入会した。楊挙昌はそのために二頭の牛を屠殺して宴会を開き、また入会宣誓儀式においては、何人かを集めて抗日救国闘争に参加するつもりだと表明した。<sup>61</sup>

これにより、「大同盟」の関係者として一九四一年夏に地元当局によって検挙されたという楊挙昌という人物が水城県放馬壩の苗族であり、さらにその族兄で地元苗族キリスト教徒社会の名士であった楊挙林の支援も得て、「大同盟」

の運動が当地、さらには貴州各地の苗族にまで裾野を広げる状況があったことが判明する。

一九四一年夏の「大同盟」弾圧に関する金国光の回顧は、あくまでも関係者として得た伝聞によるものでしかない。ところが、今日台湾で公開されている史料には、ちょうど一九四一年七月に国民政府軍事委員会から貴州省政府主席の呉鼎昌に対し、以下の情報を速報し、その内容を踏まえた調査が指示されたことを示す電文が見出され、金国光の回顧に裏付けを与える。

情報は以下の通り。(一) 水城土司の楊挙昌は、もともと斉心会の首領の一人であったが、近ごろ……貴州苗族青年独立師〔独立部隊〕を組織し、軍事・政治の訓練を施し、〔独立師の〕基軸となる幹部とし、〔斉心会を〕再興して西南苗族民族全体の組織にまで拡大しようとしており、楊挙昌は師長と自称し、目的は辺境の治安を守り、辺境の防衛を保全することにあると言っているとのこと。(二) 水城土司の安慶吾・錢文達……たちは、近ごろ西南苗族委員会を組織し、安慶吾が主任委員になったとのこと。(三)〔紅軍紅二、六軍団〕賀龍の政治部主任〔正しくは貴州抗日救国軍第三支隊政治委員〕の欧崇信〔欧陽崇庭〕は、近ごろ水城県・威寧県〔現貴州省畢節市威寧彝族回族苗族自治县〕一帯に潜伏し、斉心会を主宰し、民衆を扇動して惑わし、政府の命令に背き反抗しているとのこと。<sup>(63)</sup>

これによって、「大同盟」会員の金国光が貴州水城における檢拳・鎮庄事件を知ったとされる一九四一年夏、水城県を中心とする地域で、「斉心会」首領による動員（貴州苗族青年独立師Ⅱ「志願兵団」）、楊砥中の後援者であった錢文

## 「夷苗」連帯の夢

達や楊砥中の同志であった安慶吾たち夷族土目による組織化（西南苗族委員会）、そして紅軍殘党の「齊心会」への合流が、同時並行的に展開しており、それが重慶政府の中枢にまで警戒されていたことが判明する。

当時の社会では自他ともに民族呼称が未分化であり、夷族もまた広義の「苗族」の中の一つとして理解されるものが往々にしてあった。<sup>(64)</sup>「夷苗」「苗夷」という語句は、まさにその状況の中で西南中国の非漢民族を緩やかに包括するものだったのである。この点から見れば、安慶吾たち夷族土目による活動が当局によって「苗族委員会」という語句で表現されていることについては、必ずしも不正確な表現とは言えない。彼ら夷族土目たちが独自に連携して、組織化を図っていたという事実を反映していると理解すべきである。

さて、この電文の内容を先の金国光の回顧の内容と照合するなら、ここで「水城土司楊拳昌」とされた人物が、金国光が述べた水城県放馬壩の苗族有力者楊拳昌であることは、誰の目にも明らかである。<sup>(65)</sup>さらに金国光の回顧を踏まえるならば、この電文の情報は、おそらくその族兄の楊拳林の行動を含んだものであると理解すべきであろう。彼らは覚醒した苗族エリートとして、共同で「大同盟」の運動に呼応し、電文が「苗族青年独立師」の組織化と述べるところの各地苗族を動員した大規模な運動を、貴州で広域に展開させようとしていたのである。

## (2) 苗族の覚醒と「齊心会」運動

さらに現地の地方史料として、この電文とは別に、楊拳昌本人が提供した資料を基礎とする史料が存在し、その中にはまた回顧と電文をより深く理解する上で参考になる、以下の記事を見ることがができる。

一九二四年に郎岱〔県〕人の羅朝陽と納雍〔県〕の苗民の王明福は、水城〔県〕比徳と納雍陽長一带（当時納雍県は未成立、この一带は水城県に帰属）で「斉心会」を組織し、「斉心」を名称として、苗民に団結するように呼びかけ、共に侮辱に抵抗し、問題が起きれば各地から助けに駆け付けるようにした。そしてはつきりと「小作料加増反対」「抗租・抗糧・抗税」のスローガンを打ち出し、たちまち民衆の心をつかみ、参加者がますます多くなった……。参加者は八、九割が苗族であったが、それ以外に漢族・彝族・布依族も参加していた。……昆寨土目の安克勛、田壩土目の蘇發鵬、……以角土目の安慶吾……はいずれも「斉心会」から様々な程度に攻撃を受けた。……一九四二年……地元当局は……水城・納雍一带のほとんど全ての地主・土目の武装勢力、銭聞〔文〕達・安克耕〔庚〕……蘇發鵬……安慶吾……などの大土目、大官僚、大悪霸、および威寧・赫章・水城・郎岱各県の保安・警備兵を動員して〔斉心会〕拠点を包囲攻撃し、……「斉心会」はまた解散して、潜伏せざるを得なくなつた。一九四三年五月、水城県城郊外の放馬壩において、苗族の楊拳林〔楊拳昌の族兄〕の主宰で家畜を屠殺して〔宴席を用意して〕密かに四日間の集会を開き、「斉心会」を復興させる時機について話し合った。集会に参加したのは、水城・赫章・納雍・郎岱各県の「斉心会」の元代表、および各地で知らせを聴いて駆けつけた元会員、さらに雲南省北勝県土司で彝〔夷〕苗民衆請願代表団の高玉柱・俞国才〔喻杰才〕であり、その他に大方県の金国光〔彝族〕、麻江県の羅敏宗〔苗族〕、赫章県の安坤と顔某の国民党戦幹団〔出身者〕四人が集会に参加した。<sup>(66)</sup>

この内容によって、「斉心会」が当地で劣勢にあった苗族を中心に決起した組織であり、夷族土目たちと対立関係にあったことが判明する。ただし、高玉柱（撃宇）は一九四二年旧曆七月過ぎ（新曆九月？）に雲南省の中越国境付近



写真 12 左 高玉柱墓（雲南省麗江市永勝県靈源箐観音閣西隣）



写真 12 右 「二嬢高玉柱擊字墓」墓碑

で死去している上に【写真12左・右】、ここに述べる楊學林主宰の宴席と集会に関する内容は、先の金国光の回顧が一九四〇年秋以後のこととして述べた楊學林主宰の集会および楊學昌主宰の宴席と細部まで一致し、さらにこれら両者が述べる集会の目的は、先の電文に見える一九四一年七月以前の現地事情とも符合する。全てが同じ事実を別の側面から表現していると理解するならば、「一九四三年五月」を「一九四一年五月」の誤記と判断するのが、おそらく最も妥当な整合的解釈となろう。

### （3）夷族土目たちの対応

本研究でこれまで明らかにしたように、この水城県を含む三省境界地域では、歴史的由緒を持つ土司後裔家系の夷族土目が優勢な大地主として君臨し、苗族（時には移住者の漢族を含む）を佃戸（小作人）として支配する伝統的な社会状況が長らく存在していた。<sup>(67)</sup> 金国光の回顧には、安慶吾・楊砥中を推薦して連署した夷族土目の安克勛や銭文達

が、間接的に「大同盟」の活動を支援したとする記述があり、また別の地方史料の中には、安慶吾が「齊心会」の活動を問題視しない態度を示したと記すものもある<sup>(74)</sup>。しかしおそらくこれらの記述は、彼ら夷族土目の一部が、佃戸の苗族の覚醒と団結を無視できなくなり、その活動を黙認せざるを得ない状況が生じていたことを反映しているのだろう。一九一〇年代末から一九三〇年代半ばにかけて、楊砥中の父の楊懷遠や長兄の楊伯瑤が、三省境界地域の大定県中等土目としてこれと酷似する状況に直面していたことを、ここで改めて想起すべきである。

以上の推論が妥当であるなら、先の電文における一番目の情報と二番目の情報は、もともと劣勢であった苗族の覚醒・活発化、およびそれに直面した夷族土目の支配層どうしの連携という、当地「夷苗」エリートたちによる、二つの次元の全く異なる動きを反映するものであると理解される。

わずか三年前に連署推薦して楊砥中と安慶吾を重慶に送り出した現地の夷族土目たちも、すでにこの時期までには、「大同盟」の淵源と言うべき高玉柱・喻杰才たちの行動を、自らの地位に対する脅威であり、距離を取るべきものと見なし始めていたようである<sup>(75)</sup>。ところが、雲南出身者で自らの郷里から遠い高玉柱と喻杰才、および近隣の夷族だが土目ではない金国光は、現地のこのような複雑な利害関係とは無縁であるため、ますます積極的に苗族主体の活動を扇動していく。それは夷族土目たちの連携の動きをかえって顕在化させる結果をもたらしたのである。

そしてその結果、「大同盟」や「齊心会」の主体であった苗族エリートたちだけでなく、それに対抗した安慶吾・錢文達など、地域社会の有力者でもあった各地の夷族土目たちの動静にも、中央・貴州当局の警戒の目が向けられるようになった。先の電文の二番目の情報、すなわち彼らによる「西南苗族委員会」の結成に関する情報は、それを反映しているものとして理解される。そして当然ながら、貴州当局は、彼ら貴州西北部の夷族土目に対するもの以上に強

「夷苗」連帯の夢

い警戒心を、高玉柱と喻杰才に向けて抱いた違いなのである。<sup>(73)</sup>

#### (4) 紅軍残党による煽動

この他、電文に述べられた三番目の情報について見ると、「賀龍の政治部主任の欧崇信」は、地元の党史関係史料の多くに立伝されている著名な「烈士」で、一九三九年から一九四〇年にかけて織金（現貴州省畢節市織金県）・郎岱（現貴州省六盤水市六枝特区）・水城方面で「齐心会」に合流してその発展に努めたが、当局に逮捕されて一九四一年一月に殺害された欧陽崇庭（崇廷）【写真13】を指すと理解すべきであろう。欧陽崇庭は、江西省興国県の人で、紅軍六軍団を率いた賀龍に従い、紅二軍団との合流を経て、紅二、六軍団の一員として畢節に入り、紅軍が畢節で地元武装勢力を再編して組織した「貴州抗日救国軍」第三支隊の政治委員（党代表）として活動した。そして、紅軍本隊が転戦した後も当地に残留、地元での武装闘争に失敗した後、織金県第八区（現同県三塘鎮）の区長となって辺境社会に潜伏していたところ、紅軍残党としての身元が発覚したために「齐心会」に接触して再起を図ろうとしたが、一九四〇



写真13 欧陽崇庭

年八月に以角で捕えられ、一九四一年一月に殺害されたのだという。<sup>(74)</sup> 別の地方史料には、欧陽崇庭が以角で捕えられたのは一九四一年のことであったとするものもある。<sup>(75)</sup> 事実関係から考えるなら、先の電文にいうところの「賀龍の政治部主任の欧崇信」については、この欧陽崇庭以上に適合する人物は他にいない。<sup>(76)</sup> 時間的に若干の齟齬が存在することについては、軍事委員会から貴州当局に伝達されたのがやや古い情報であった可能性を想定す

るより他はない。

（前稿ではこれと同時期の三省境界地域（現畢節市北部）における紅軍残党と緑林武装勢力をめぐる動向について検証し、当地の実力者であった楊砥中が、郷里の民団指揮官として、彼らに対する掃討作戦を展開していたことを明らかにした。<sup>(7)</sup> 本章での以上の議論と重ね合わせるなら、水城一帯（現貴州省六盤水市および畢節市南部）での展開は、畢節地域での展開と歴史的に並行関係にあった相似する事態として理解することができるのである。

## （5）小結

以上見たように、一九三七年十月には高玉柱・喻杰才に向けられていた警戒が、重慶での請願運動が始まった後の一九三九年十二月には安慶吾・楊砥中に対しても貴州当局から向けられるようになり、その後の「大同盟」運動の展開を経て、政府中枢の警戒までが一九四一年夏には苗族エリートの楊萃昌、さらに夷族土目の安慶吾・銭文達に向けられるようになって、ついには銭文達・楊萃昌が地元当局によって投獄される事態にまで発展したことが明らかとなった。夷族エリートたちを中心が始まった「夷苗」請願運動は、抗戦下の貴州において「大同盟」の動きを生み出し、さらに苗族エリートが主導する「齐心会」運動にまで結び付いた。そして、「夷苗」請願運動の影響が地域社会の底辺へと広がる状況は、地元貴州にとどまらず重慶の中央政府によっても、新たな脅威として認識されたのである。

ところが実際のところ、佃戸の苗族たちの覚醒と、背後での紅軍残党の煽動は、当局だけでなく、当地の大地主であった安慶吾などの夷族土目たちにおいても大きな脅威であった。「夷苗」請願運動に参加、あるいはその後援者として連署した夷族土目たちにとって、その運動が転じて郷里における彼らの社会基盤を揺るがし、さらには自身が中央・

地元当局の警戒対象になる事態が生じようとは、思いもよらなかったはずである。

一九三九年一月に重慶の安慶吾と楊砥中に対して行政院が貴州当局からの反駁を傳達して以後、安慶吾による重慶での活動を知ることができるのは、一九四〇年九月十六日に彼が楊砥中とともに「苗夷学生」を引率して国民政府監察院長の于右任に謁見したという出来事のみである。<sup>28</sup> それ以後、翌一九四一年の上記電文に警戒対象の一人として名前が現れたのを最後に、その消息は戦後まで途絶えるのである。

このように、安慶吾は郷里をめぐる複雑な情勢に巻き込まれ、やがて中央と地元当局の警戒が向けられるようになり、また高玉柱・喻杰才は重慶を離れ、直接の利害関係を持たない他省の各地で派手な活動を展開し、強い警戒を招いていた。一方で、これら「大同盟」に関する動向、および苗族勢力の勃興に対する現地の夷族土目たちの反応に関する情報の中に、楊砥中の名前は見えない。この時期の彼は、地方から「苗夷学生」を引率して上京する安慶吾の受け入れを取り計らうなど、専ら重慶で日々を過ごしていたのである。

しかし楊砥中の重慶での生活もまた決して平穏なものではなかったようである。当時の楊砥中の様子が、高玉柱の縁故者の回顧から、以下のように垣間見える。

民国二九（一九四〇）年夏、筆者が貴州から重慶を経て成都に行つて黄埔軍官学校〔中央陸軍軍官学校〕を受験した時、族兄の〔郭〕佩徳が太行山の前線から手紙を寄こし、重慶を経由する際に高〔玉柱〕女史を訪ねるよ  
うに言ってきた。……彼女は重慶市夫子池の三合院の二階建ての建物に住んでいて、正房は彼女の生活空間と来客時の客間、左廂房は辦公室兼會議室で、右側〔右廂房〕は貴州の苗族代表の楊砥中氏の住居で、楊代表〔楊砥

中)は「重慶の国立」辺疆学校(旧中央政治学校蒙藏班)に進学した学生をとともよく世話しており、喜んで人助けをしていた。……日本の飛行機が日々重慶に來襲し、私たちは皆で兵工署の防空壕に行つて空襲から逃れた。……彼女(高玉柱)の秘書は喻杰才氏、「雲南」鶴慶(麗江?)の白族(納西族)で、その家族は空襲を避けて貴州の畢節に疎開していた。<sup>79)</sup>

ここで楊砥中の重慶の居住地として言及される夫子池の辦公処については、一九四〇年十月の日付を持つ別の史料で楊砥中自身が「重要な文書は夫子池八三号(辦公処)において爆弾で焼かれた」と記しており、<sup>80)</sup>同年夏から秋にかけて日本軍の空襲で焼失したことが推測される。各地に離散して活動を展開する「夷苗」請願運動の同志たちに代わつて楊砥中が孤塁を守る重慶は、きわめて危険な状況下にあつたのである。<sup>81)</sup>

こうした中、重慶を離れて各地で活動する「夷苗」請願運動の同志たちは、再び連署し、楊砥中を「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処」の単独の「常駐代表」として推挙するに至る。<sup>82)</sup>そしてついには、国民政府軍事委員会委員長蔣介石が楊砥中に接見する場を設け、高玉柱さえ果たせなかつた「夷苗」代表と蔣介石との面会が、楊砥中によつて初めて実現することになるのである。<sup>83)</sup>

重慶を取り巻く情勢は、この地で「夷苗」請願運動が再開された時とは大きく様変わりしていた。一九三八年十二月以後、重慶には日本軍の空襲が繰り返されるようになり、一九四〇年九月には、日本軍が北部仏領インドシナに進駐して「援蔣ルート」を遮断するに至つていたのである。危機迫る重慶と南方国境との間に横たわるのは、「夷苗」が歴史的に暮らし、土司家系後裔の土目たちが各地においてなおも実力者として展開する広大な地域であつた。楊砥中

「夷苗」連帯の夢

は、同志たちが各地で活動・潜伏する中であつて一人重慶にとどまり、少なくとも中央から見ればこれと言つた嫌疑も見出せず、三省境界地域に広く人脈を持つ実力者であり、土司家系後裔の土目として歴史的由緒を誇る。重慶政府がその存在に注目しないはずはなかつたのである。

ところが、西南中国の「夷苗」社会の実状を直視するなら、上述した苗族の覚醒や「齐心会」の活動に見たように、すでに現地の社会状況は複雑化し、もはや特定地域に利害関係を持つ夷族土目や、特定民族集団の自称「代表」頼みで秩序を維持するのは不可能となつていた。しかし楊砥中は、かえつてそこに自らの活路を見出そうとする。「夷苗」請願運動の一員から西南中国各地「夷苗」の連携者、そしてその連帯の中核へ、三十代を迎えた彼の人生は、こうして新たな方向へと動き出すのである。

（以下、続篇）

註

- (1) 拙稿「夷苗」連帯の夢」西南边疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇）『北海道大学文学研究科紀要』一五七、札幌・同研究科、二〇一九年、一〇四七頁。
- (2) 拙稿「夷苗」連帯の夢」西南边疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇続）『北海道大学文学研究科紀要』一五九、二〇一九年、一〇六十頁。
- (3) 拙稿「夷苗」連帯の夢」西南边疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇再続）『北海道大学文学研究科紀要』一六三、二〇一九年、一〇六六頁。
- (4) 拙稿「苗族史の近代（六）」北海道大学文学研究科紀要』一三二、二〇一〇年、四九〇一三八頁、および拙稿「中国民族論と抗戦下の雲南」現地調査報告」史朋』四三、札幌・北海道大学東洋史談話会、二〇一〇年、一八〇一四一頁。
- (5) 拙稿「苗族史の近代（七）」北海道大学文学研究科紀要』一三四、二〇一一年、一〇五五頁、および拙稿（王曉梅・李炯里訳）「近

代「苗夷」精英的自我認同——「古苗疆走廊」在國族建構中的「轉型」貴州大學編『「一帶一路」視野下的中國西南文化走廊專題研討會論文集』貴陽：同大學，二〇一七年，三〇七～三二〇頁。

(6) 以下、本篇内容の骨子は、すでに拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国——忘れられた西南民族の「領袖」」『北大史学』五七、札幌：北大史学会，二〇一七年，六八～九四頁に発表済みである。

(7) 「中国国民党中央執行委員會政治會議函国民政府為經会決議交内政部蒙藏委員會擬定蒙藏及辺省領袖人士來京招待辦法相応録案函達查照分別軫飭遵辦具覆」(一九三二年七月二日)、〈開發辺疆各省建議／〇〇四〉、《国民政府／内政／辺政(蒙藏)／辺政(蒙藏)》総目、国史館蔵、入蔵登録号：〇〇一〇〇〇〇〇五〇〇七A(數位典蔵号：〇〇一〇五九〇〇〇〇〇〇一—〇〇〇四)、〇〇九—〇一頁、および「行政院長孔祥熙呈国民政府為呈辺疆团体或代表領袖人士來京統一招待辦法」(一九三九年一月二七日)、〈開發辺疆各省建議／〇〇七〉、《国民政府／内政／辺政(蒙藏)／辺政(蒙藏)》総目、国史館蔵、入蔵登録号：〇〇一〇〇〇〇〇五〇〇七A(數位典蔵号：〇〇一〇五九〇〇〇〇〇〇一—〇〇〇七)、〇一七—〇一九頁ほか参照。この問題については、前掲註4拙稿「苗族史の近代(六八)」五四頁に指摘済みである。

(8) 拙稿「苗族史の近代(五)」『北海道大学文学研究科紀要』一三二、二〇一〇年、一六～三三頁。民国期における憲法制定・議會選舉制度の歴史的展開の概略については、郎裕憲ほか編『中華民國選舉史』台北：中央選舉委員會，一九八七年、および居伯均主編『中國選舉法規輯覽(第二輯)』台北：中央選舉委員會，一九八五年を参照。非漢民族の参政運動に関係する先行研究として、憲法・議會・選舉制度については、史筠『民族事務管理制度』長春：吉林教育出版社，一九九一年、黃西武『南京国民政府時期少数民族参加国家代議機構問題研究』北京：中央民族大学博士学位論文，二〇一一年、楊思機『以行政区域統馭国内民族——抗戰前国民党对少数民族的基本策略』『民族研究』三、北京：中国社会科学院民族学与人類学研究所，二〇一二年、六五～七五頁、黃雪垠『南京国民政府時期全国性議政機構中少数民族代表考察』『民族学刊』三、成都：西南民族大学，二〇一六年、五四～六一頁、婁貴品『民族主義与民国制憲——「各民族一律平等」入憲考論』『貴州民族研究』七、貴陽：貴州省民族研究院，二〇一七年，二〇一～二〇六頁、同『論吳經熊「中華民國憲法草案初稿試擬稿」「民族」編的内容』『西南民族大学学报(人文社会科学版)』十一、成都：同大學，二〇一七年、同『民族主義与民国制憲——各民族一律平等』入憲統論』『社会科学战线』一、長春：吉林省社会科学院，二〇一八年，二三一～二四五頁がある。

「夷苗」連帯の夢

- (9) 一九四六年・四八年開催の国民大会と非漢民族代表に関する問題については、横山宏章『中華民国史—専制と民主の相剋』東京：三一書房、一九九六年、一八六—一九六頁、および李南海『制憲国民大会代表選挙之歷程』台北：文京図書有限公司、一九九八年、同『民国三十六年行憲国民大会代表選挙之研究』台北：文史哲出版社、二〇一二年に一部言及があり、前掲註5拙稿「苗族史の近代(七)」  
 「近代」「苗夷」「精英的自我認同」に「夷苗」代表を中心とした包括的議論がある。個別の民族集団の参政運動については、陳紅梅「近代回族政治意識与国家認同—以一九四六年国民大会回民代表名額之爭為例」『青海民族研究』二二—四、西寧：青海民族大学、二〇一〇年、一二五—一二九頁、および矢久保典良「日中戦争時期の中国ムスリムにとつての憲政論—一九三九—一九四〇」『史学』八四—一—四(文学部創設二二五年記念号・第一分冊)、東京：三田史学会、二〇一五年、三〇七—三二九頁が回民(現回族)の参政運動を、深町英夫ほか「民族/民主—国共両党政権と満族の政治参加」同編『中国議会二〇〇年史—誰が誰を代表してきたのか』東京：東京大学出版会、二〇一五年、一九一—二二二頁が満人(現満族)の参政運動を主題としている。「夷苗」の参政運動については、本稿続編で詳しく論じる予定である。なお、同時期における各地団体・エリート層による参政運動の比較例としては、国民党中央・政府中央における婦女政策担当機関の創設を求める女性運動がある(李南海「制憲時期婦女爭取代表名額始末—以国民大会代表之選挙為例」『近代中国』一二三、台北：近代中国雜誌社、一九九八年、一七〇—一九〇頁、および宋青紅「抗戦時期国民党中央婦人部之設立」『近代中国婦女史研究』二九、台北：中央研究院近代史研究所、二〇一七年、一〇五—一五四頁)。
- (10) 武漢の軍事委員会委員長蔣介石から重慶の行政院長孔祥熙に送った「国民政府軍事委員会快郵代電(辦四字第六三三二号)」(一九三八年九月卅(二十)日)〔電知西南夷族沿辺土司代表高玉柱等組織聯合辦事処由〕(一九三八年十月十一日)、〔西南苗族土司民衆請願案：請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処(一)〕、《行政院/総類/公共事務/請願》、国史館蔵、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇〇三四五A〔數位典蔵号：〇一四—〇〇〇六〇二—〇〇〇〇一〕、一四三—一四五頁所収)は、高玉柱たちの呈文について「二十七年九月十日呈」と記す。また、高玉柱たちが行政院長孔祥熙に提出した「呈為遵奉軍事委員会委員長蔣寄(九月二十日)代電特再依拋前呈原案請准設立西南夷苗土司民衆聯合駐京辦事処懇祈鑑核指飭祇遵由(一九三八年十月十七日)〔西南苗族土司民衆請願案：請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処(二)〕、《行政院/総類/公共事務/請願》、国史館蔵、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇〇三四六A〔數位典蔵号：〇一四—〇〇〇六〇二—〇〇〇〇二〕、〇〇二—〇〇四頁は、許認可につき回答を督促する文面の中で、軍事委員会委員長蔣介石からこれに先立って受け取った辦四字第六三五一号寄(九月二十日)代電の冒頭部分の文面を「重慶小梁字新川

飯店四〇一号高玉柱・喻杰才等七同志鑑・九月十日呈暨函呈均悉」と引用している。当該代電(辦四字第六三五一号)の文面は、内政部から行政院に送られた「呈為擬西南夷族沿邊土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事處並陳述夷苗困苦情形及開發邊區意見」案究應如何統籌辦理請核示祇遵由(附二件)。(一九三八年十一月四日)、同前(〇六〇)〇八八頁の中にも原文の写しとして収録されている(同前〇八〇頁)。楊砥中を含む「高玉柱・喻杰才等七同志」による中央政界への接触は、一九三八年九月十日に始まると理解すべきである。なお、先に発表した前掲註3・6拙稿では、「擬面陳夷苗土司民衆目前情形請示延見日期由」(一九三八年九月二二日)を初出と指摘したが、それは誤りであり、ここに自己修正しておく。

- (11) 軍事委員會委員長長行營主任張群に提出した「為擬高玉柱等呈請設立西南夷苗駐京辦事處一案函請查核辦理飭遵由(國民政府軍事委員會委員長長行營公函 治寬字第七四七六号)。(一九三八年十月一日)所収の「照抄原呈」(一九三八年九月十九日)、前掲註10(西南夷苗土司民衆請願案・請准設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處(一)、〇四八〇五頁、國民政府行政院院長孔祥熙に提出した「呈為設立「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處」懇祈鑑核備案俯予指令祇遵由(附件・辦事規則一份、黔記印模一紙)。(一九三八年九月二二日)、前掲註10(西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處(二)、〇二六〇三〇頁、および政府主席林森に提出した「呈為設立「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處」懇祈鑑核備案俯予指令祇遵由(附件・辦事規則一份、黔記印模一紙)。(一九三八年九月二六日)、前掲註10(西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處)懇祈鑑核備案俯予指令祇遵由(附件・辦事規則一份、〇四一〇四五頁が確認される。なお、以上の一連の呈文とは別に、同年十二月に国民党中央執行委員會社会部に提出された別件の呈文があり、そこには高玉柱を筆頭とする総計五十六人の各分野の漢族・非漢民族エリート連署の末尾に楊砥中の署名が見え、西南中国の邊境開發推進を目指す「西南邊疆民族文化經濟協進會」の設立許可を請願したことが読み取れる。「呈為擬發起組織西南邊疆民族文化經濟協進會懇祈鑑核備案准予發給許可証並請派員工作由(附呈・組織簡章草案一份・發起人簡明履歷表一份)。(一九三八年十二月一日)、(雲南高玉柱等組織西南邊疆民族文化經濟協進會案)、《(國民黨中央)社会部檔案》、中国第二歷史檔案館藏、檔号・十一(二)一〇四二、二〇二六頁(一部分は中国第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編 五二二・文化(二)』南京・江蘇古籍出版社、一九九八年、三三二―三三五頁に「高玉柱等呈報發起組織西南邊疆文化經濟協進會及社会部胡星伯簽呈」と改題して収録)を参照。

(12) 「擬面陳夷苗土司民衆目前情形請示延見日期由」(一九三八年九月二二日)、前掲註10(西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事處)

「夷苗」連帯の夢

(13) 土司民衆代表聯合駐京辦事処(一)」、〇〇二〇〇五頁・〇〇八頁、「西南夷苗代表觀見林主席」《中央日報(重慶)》一九三八年十月四日第三版面、および「西南夷族代表謁孫院長陳述開發邊区意見」《中央日報(重慶)》一九三八年十月八日第三版面。

(14) 温春來「高玉柱」民国時期西南非漢民族的代言人(代序) 政協麗江市委員會編『民国女傑高玉柱』(麗江市文史資料十三)、昆明:雲南人民出版社、二〇一八年、四頁。

(15) 近年になり、高・喻兩名に関する史料・論考のほとんどは、前掲註13『民国女傑高玉柱』に収録されて研究の利便性が増したが、檔案類は一部を除いて未収録である。なお、高・喻兩名による「辦事処」設立を求める請願が、南京における第二次請願(一九三六年十月)にさかのぼることについては、「西南夷族代表第二次請願意見文(附行政院批)」『新夷族』一一二、南京:西南夷族文化促進會、一九三七年、七九〜八二頁を参照。その前提となった機構・制度と推測される「西藏班禪駐京辦公処」(一九二九年一月成立)・「西藏駐京辦事処」(一九三二年二月成立)に関する歴史とそれらの公印印影については、張子新『国民政府時期的西藏駐京機構研究』北京:中国社会科学出版社、二〇二一年を参照。

(16) 高玉柱とその「夷苗」請願運動に関する先行研究として、張兆和(瀬川昌久訳)「押しつけられた表象」から「自己表象」へ―民国期中国・苗族知識人にもみるエスニック・アイデンティティーの模索と実践』末成道男編『中原と周辺―人類学的フィールドからの視点』東京:風響社、一九九九年、三三二〜三五九頁(Cheung Siu-woo, "Miao Identities, Indigeneism and the Politics of Appropriation in Southwest China during the Republican Period," *Asian Ethnicity*, Vol. 4, No. 1, Abingdon: Taylor & Francis, 2003, pp.142-169) 李菲訳「從「他者描写」到「自我表述」―民国時期石啓貴關於湘西苗族身份的探索与实践』『廣西民族大学学报(哲学社会科学版)』三〇一五、南寧:廣西民族大学、二〇〇八年、三七〜四五頁、清水享「イ涼山イ族を中心に」末成道男ほか編『講座世界の先住民族―フアー・スト・ピーブルズの現在(〇一東アジア)』東京:明石書房、二〇〇五年、二六一〜二七六頁、李列「本土学者的彝族研究―自鑑位的視覚」『民族想像与學術選択―彝族研究現代學術的建立』北京:人民出版社、二〇〇六年、三五八〜四一八頁、婁貴品「不遠万里、為謀團結―一九三七年西南少数民族民族請願代表在上海的活動追述」《中国民族報》二〇〇九年十一月二十日第七面、婁貴品「一九三七年西南夷苗族請願代表在滬活動述論―以「申報」為中心的考察」『民国檔案』二、南京:民国檔案雜誌社、二〇一〇年、七九〜八七頁、伊利貴「永勝高氏土司与「改土帰流」」『學理論』四、哈爾濱:哈爾濱市社会科学学院、二〇一〇年、一二九〜一三二・一三四頁、前掲註8拙稿「苗族史の近代(五)」、伊利貴「民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求―以高玉柱の事迹為主線」北京:中央民族大学博士

學位論文、二〇一一年、趙暉『「少数民族」的政治建構——以民国時期西康寧屬彝族問題為中心』上海：復旦大學博士學位論文、二〇一五年、婁貴品「民族平等与国族整合——全面抗戰時期西南夷苗請願代表活動述論」『學術探索』四、昆明：雲南省社會科學界聯合會、二〇一六年、一一四—一二頁、伊利貴「民国時期西南少数民族精英的身份叙事与主体塑造——基於話語權力視角的分析」『中央民族大学学报』二、北京：同大学、二〇一六年、一〇一—一〇九頁、温春來「五族共和」之外——身份、国家与記憶——西南經驗』北京：北京師範大学出版社、二〇一八年、三一—二六三頁、前掲註13温春來「高玉柱（代序）」一—四十頁、および趙暉「尋求国家統治的藝術——一九三〇年代西南「夷族」代表請願活動」『中央研究院近代史研究所集刊』一一二、台北：同研究所、二〇二一年、五五—九九頁がある。それを主題として扱ったものではないが、関連する内容を含む先行研究としては、馬玉華『国民政府对西南少数民族民族調查之研究』昆明：雲南人民出版社、二〇〇六年、張久瑛「民国年間「辺胞」改造運動与「苗夷」精英的民族建構活動」『張振珮先生生誕一百周年紀念文集』編輯委員會編『張振珮先生生誕一百周年紀念文集』貴陽：貴州人民出版社、二〇一一年、二一五—二二九頁、王文光ほか「承認与認同——民国西南少数民族的身份建構」『広西民族大学学报（哲学社会科学版）』一、南寧：同大学、二〇一二年、八四—九二頁、前掲註8楊思機「以行政区域統馭国内民族」、段金生『南京国民政府的边政』民族出版社、二〇一二年、李月華「湘西苗疆土著民族与国民政府对話渠道的建立」『民族論壇』四、長沙：湖南省民族事務委員會、二〇一三年、七六—七九頁、閔昉「從民国報刊資料看彝族土司嶺光電兩次赴南京請願事迹——以四川、南京報刊為核心」『民族史研究』十二、北京：中央民族大学出版社、二〇一五年、四六五—四八一頁、陳征平「近代西南边疆民族地区内地化進程研究」北京：人民出版社、二〇一六年、張伝耀「抗戰爆發前後之湘西革屯運動探析」『民族論壇』二、二〇一六年、二五—三一頁、同「試析改土帰流与湘西政治格局變動」『民族論壇』六、二〇一六年、三七—四一頁、何一民「抗戰時期国家与中華民族認同之構建及影響——以西南少数民族為例」『四川大学学报（哲学社会科学版）』三、成都：同大学、二〇一六年、一四—二二頁、劉波兒「政治統一与文化多元——民国時期西南少数民族的民族共生訴求」『湖北民族学院学报（哲学社会科学版）』六、武漢：同学院、二〇一七年、六一—六五—一八三頁、蔣正虎「二十世紀三〇年代西南少数民族精英与近代国家建構」『北方民族大学学报（哲学社会科学版）』六、銀川：同大学、二〇一八年、四七—五六頁がある。

(16) 二人の雲南出發が一九三六年四月であったことについては、「西南夷族沿辺土司民衆請願代表工作報告書」（一九三八年九月 日）（九月三十日・十月 日・九月二六日）、前掲註10〈西南苗族土司民衆請願案：請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（一）〉〇二二—〇三七頁・〇七〇—〇八五頁・一二六—一四一頁、前掲註10〈西南苗族土司民衆請願案：請准設立西南苗族土司民衆代表聯合

「夷苗」連帯の夢

駐京辦事処(二)(一)、〇〇八〜〇二三頁、および前掲註11(雲南高玉柱等組織西南辺疆民族文化經濟協進會案)六五〜九八頁、呈為擬具工作報告呈請鑑核懇祈指示此後工作方針俾得繼續報効国家民族由(附工作報告書一件)(一九三八年九月二六日)所収を参照。二人の南京到着が一九三六年六月初めであったことについては、賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」「辺事研究」五一五、南京・辺事研究月刊発行部、一九三七年四月、十五頁を参照。

(17) 前掲註15趙崢『少数民族』的政治建構」、婁貴吾『民族平等与国族整合』、前掲註15温春来「五族共和」之外」、前掲註13温春来「高玉柱(代序)」、および前掲註15趙崢「尋求国家統治的藝術」。

(18) 前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再統)三〜六頁。

(19) 前掲註6拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」七六〜七七頁、前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再統)三六〜三七頁、および前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再統)六四〜六五頁【前篇再統】訂誤一覽(3)安鵬(騰飛)。なお、阿彌魯徳の出身地について、金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」中国人民政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』五、大方・同委員会、一九八九年、一九九頁は「阿皮魯徳(阿彌魯徳)(四川涼山人)」としており、前稿ではそれに従ったが、近年温春来氏は、阿彌魯徳(漢名王家勳)の弟の王家鈞と孫の王險峰(その祖母の安美媛)の口述に基づき、貴州省威寧県大街郷の人で、抗戦下で従軍し、營長(大隊長)となり、国共内戦で团长(連隊長)にまでなったが、「遼波戦役(遼瀋戦役?)で戦死したことを明らかにしている(前掲註15温春来「五族共和」之外)六五・七五頁、および前掲註13温春来「高玉柱(代序)」三四頁。本稿は、この温氏の説に従うことにする。

(20) 現在の涼山彝族自治州に相当する当時の四川省南部(寧属)は、一九三九年一月に西康省が正式に設立されて以後、西康省の一部に組み込まれることになる。その直前に提出されたこの呈文の王済民・嶺光電の名義が「寧属」「四川」であることは、誤りではない。(21) 曲木倡民(王済民)については、拙稿「人類学上より見たる西南支那」を読む―近代中国史研究史料としての鳥居龍蔵の旅日記―徳島県立鳥居龍蔵記念博物館ほか編『鳥居龍蔵の学問と世界』京都・思文閣出版、二〇二〇年、一五〇〜一五四頁を参照。嶺光電については、前掲註15所収の諸研究を参照。

(22) 前掲註5拙稿「苗族史の近代(七)」、近代「苗夷」精英的自我認同」、前掲註6拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」、前掲註15趙崢『少数民族』的政治建構」、伊利貴「民国時期西南少数民族精英的身份叙事与主体塑造」、温春来「五族共和」之外」、趙崢「尋求

国家統治の藝術」、劉波兒「政治統一与文化多元」、および葉小琴ほか「台湾地区「国史館」藏土司檔案概述」、「黔南民族師範學院学报」、都勻・同学院、二〇一八年、十九〜二四頁、盧洞德ほか「民国時期貴州土司文獻研究」、「遵義師範學院学报」、三、遵義・同学院、二〇二一年、十五〜二十頁、楊耀健「土司夫人伝奇」、「紅岩春秋」、四、重慶・中共重慶市委党史研究室、二〇〇三年、五十〜五二頁、同「土司夫人戴瓊英」、「文史天地」、一、貴陽・貴州省政協辦公厅、二〇〇四年、二六〜二八頁（中国人民政治協商會議重慶市渝中区委員会文史資料委員會編「重慶渝中区文史資料」、十六、重慶・同委員會、二〇〇六年、二〇九〜二一三頁再収録、中共畢節市七星関区委党史研究室ほか編「七星関区史志人物選」、北京・方志出版社、二〇一八年、十三〜十四頁「楊砥中」。

- (23) 国民党中央党部總裁蔣介石・副總裁汪精衛に提出した「呈為代表滇川黔三省边区夷苗土司民意謁請懇抗戰並陳述边民實際痛苦情形懇請改善边区政治注重夷苗教化尽量扶助開發由（附：呈一件）」（一九三八年九月二六日）、前掲註10（西南苗族土司民衆請願案・請願代表西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（一））、〇一二〜〇一五頁があり、これとは別に、国民政府行政院長孔祥熙に提出した「呈一件為代表滇川黔三省边区夷苗土司民意謁請懇抗戰並陳述边民實際痛苦情形懇請改善边区政治注重夷苗教化尽量扶助開發由（附：呈一件）」（一九三八年九月二七日）、同前一七〜二〇頁、政府主席林森に提出した「呈一件為代表滇川黔三省边区夷苗土司民意謁請懇抗戰並陳述边民實際痛苦情形懇請改善边区政治注重夷苗教化尽量扶助開發由」（一九三八年九月三十日）、同前〇六二〜〇六五頁、および国民党中央宣伝部長周仏海に提出した「為扼安慶吾等呈請改善边区政治注意夷苗教化等情特抄送查核逕復由（附一件）」（一九三八年十月二日）、前掲註10（西南苗族土司民衆請願案・請願代表西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二））、〇三三〜〇三七頁があり、これらの他に内政部長何鍵に提出した文面の写しが、内政部から行政院に送られた「呈為扼西南夷族沿边土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開發边区意見一案究應如何統籌辦理請核示祇遵由（附二件）」（一九三八年十一月四日）、同前〇六〇〜〇八八頁の中に収録されている（同前〇八一〜〇八三頁）。

- (24) 七人の連署者のうち、以上で言及した六人の人物を除き、残る七番目の位置に「滇川黔边区夷苗代表」として名前が見える王漢瑛という人物については、前掲註11「呈為擬發起組織西南边疆民族文化經濟協進會懇祈鑑核備案准予發給許可証並請派員工作由（附呈・組織簡章草案一份・發起人簡明履歷表一份）」（一九三八年十二月一日）所収の「西南边疆民族文化經濟協進會發起人簡明履歷表」（一九三八年十二月一日）十五頁に、「（姓名）王漢瑛（別号）德齊、（年齢）二五、（籍貫）貴州安龍、（性別）女、（経歴）大夏大学、（現

「夷苗」連帯の夢

(職) 滇川黔辺区苗民代表」という情報を確認するのみである。

(25) この史実については、本研究後篇において言及予定である。

(26) 二〇一九年三月筆者現地調査。碑文内容は、「恭維 民国十二年癸亥春二月十九日、九代孫安以成、率陞隴・安氏、男□吾、省吾、維國重修。皇清誥贈儒林□□曾祖考安公諱上達老大人之墓。四代孫安承祖、率室隴・陞・楊氏、嘉慶二十年歲次乙亥春月□日」である。

(27) 康静山編纂『水城県志稿』一九二一年(六盤水市地方志編纂委員会編『六盤水旧志点校』貴陽・貴州人民出版社、二〇〇六年、六一二頁「土司」、中共畢節地委党史辦公室編『紅軍在黔西北』畢節・同辦公室、一九八六年、十八、十九頁、人未老撰稿)「紅軍業迹永垂青史―紅九軍団長征過納雍二三事」政協納雍県委員会文史資料研究委員会編『納雍文史資料』一、納雍・同委員会、一九八八年、十七、二十頁、楊德俊「紅軍与納雍」齊心会」政協畢節地区工委編『畢節地区苗族百年実録』畢節・同委員会、二〇〇七年、二九、三二頁、および中共雲南省委党史研究室編『羅炳輝年譜』昆明・雲南民族出版社、二〇〇八年、一一五頁、および蘇吉祥ほか「解放前水城的「省立以角辺疆小学」始末」貴州省水城県政協文史委員会ほか編『水城文史資料・少数民族專輯』水城・同委員会、一九八九年、二二一、二二四頁、邵書義(整理)「以角民族小学簡介」政協納雍県委員会文史資料研究委員会編『納雍文史資料』二、納雍・同委員会、一九八九年、一五九、一六一頁、謝洪源「以角民族小学今昔」王顯主編『納雍彝学文集』貴陽・貴州大学出版社、二〇〇八年、二三〇、二三六頁。

(28) 前掲註24「西南辺疆民族文化経済協進会発起人簡明履歴表」(一九三八年十二月一日)二二頁に、「(姓名)安慶吾、(別号)、(年齢)二七、(籍貫)貴州水城、(性別)男、(経歴)前水西化沙則溪土司、(現職)滇川黔辺区夷苗土司民衆代表」とある。

(29) 前掲註23「呈為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁請懇抗戰並陳述辺民实际痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化尽量扶助開発由(附・呈一件)」ほか。なお、これが言及する貴州軍閥周西成による貴州西北部の土目に対する圧迫、すなわち「清理土司産業」政策については、すでに前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇続)三四、四一頁で検討済みである。

(30) 国民党中央党部総裁蔣介石・副総裁汪精衛に提出した「呈一件」為滇川黔三省辺区夷苗土司民衆推派代表安慶吾・楊砥中等請懇抗戰由(一九三八年七月 日)、前掲註10(西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処(一)、〇一六、〇一八頁があり、これとは別に、国民党中央党部総裁蔣介石・副総裁汪精衛、国民政府行政院長孔祥熙、軍事委員会委員長蔣介石に

提出した「抄呈滇川黔三省辺区夷苗土司原呈文」（一九三八年七月 日）、同前〇六六〇六七頁（および前掲註23「呈為撓西南夷族沿辺土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開邊区意見一案究應如何統籌辦理請核示祇遵由（附二件）」前〇八四〇八五頁所収）、および國民政府行政院長孔祥熙・副院長張群に提出した「呈一件為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意竭誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化力量扶助開邊由」（一九三八年九月二七日）、同前二二一〇二二三頁が確認される。引用部分の原文は、「客歲、高玉柱女士与喻杰才君等、代表我土司・辺民誠意、遠道入京請願、深感我中央政府、一視同仁、優予採納。凡我辺民感戴無似。此次、高・喻兩代表、奉命回南工作、宣揚中央德意、激發抗戰情形、民等尤深感奮。爰推派安慶吾・楊砥中兩同志、代表我方民意、会同喻代表等、竭誠前往、瀝陳我方情形、誓願貢獻所有人力・物力、於中央政府最高領袖統帥指揮之下、堅決應戰、尽國民應盡之責、謀民族之出路、更以之促進辺民教化、以達平等向上之領域。伏查、安慶吾君為水西後裔、楊砥中君為且蘭後裔、均為我方傑出人才、歷年捍衛桑梓、治理地方、頗著成效、對於民族事業推行、尤不遺餘力、素為辺民所推重。此次、代表民意、民等謹率所部、誓為後援。万乞延見訓示」である。

(31) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十三〜十八頁、前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）十一〜四三頁、および前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再統）二四〜二六頁。

(32) 前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再統）十八〜十九頁では、劉顕世ほか修・任可澄ほか纂『民国』貴州通志「貴陽…貴陽書局、一九四八年、土司志五、第四二葉裏に「鎮西土目楊氏」の「楊天祿」が見えることを重視して、楊砥中の敵対武装勢力の回顧に言及された「鄭西の楊兆龍」を、且蘭楊氏の「鎮西土目楊天祿もしくはその息子」と推定した。その後、且蘭楊氏の家譜を精査する中で、同氏鎮西支派の楊光焜について「号典祿」とされており、これと姫姓の妻との間に生まれた長子の名が「兆龍」で「鎮西」を領有していたことが記録されていることに気付いた（佚名『楊氏支譜』畢節專署民委会翻印、第十三葉裏。「楊氏支譜」については「前篇」三七頁註35を参照）。「典」は「天」と音通するから、「楊兆龍」とは楊光焜（典祿＝天祿）と姫姓の妻との間に生まれた長子で、畢節県の鎮西土目の人物であると結論付けられる。

(33) 畢節県地方志編纂委員会編『畢節県志』貴陽…貴州人民出版社、一九九六年、一一一五頁「新莊亭」には、「(家夏)新莊亭……始建於二十世紀三(二?)十年代末、係彝族土司楊仲瑤所建、……解放後設大寨郷政府於此、後由楊仲瑤侄楊方柏居住。一九六七年由林口区政府將新莊亭壳給新莊和橋辺兩個村民組」とあり、「柏」と「伯」は音通するから、この「楊仲瑤侄楊方柏(伯)」が楊方伯

「夷苗」連帯の夢

であろう。連署者の一人であることを考慮すると、年齢的に楊砥中の男子とは想定しにくい。消去法的に、楊仲瑤亡き後に家裏を継承した長子楊伯瑤の、複数の男子のうちの一人と想定しておく。

(34) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）二四～二五頁、および前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）三九頁。

(35) 前掲註19金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一一八頁、楊奉（拳）昌提供資料、熊光揚ほか整理「水城苗族抗暴組織「齊心会」前掲註27貴州省水城縣政協文史委員會ほか編『水城文史資料・少数民族專輯』一九四頁、および前掲註27楊德俊「紅軍与納雍「齊心会」」三十頁。郎岱上官土目安克庚については、前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）二六～二七頁・三八頁を参照。昆寨は、現貴州省畢節市納雍県昆寨彝族苗族白族郷であろう。

(36) 前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）二九～三三頁。

(37) 楊在權「大定百納地区土目史実初探」中国人民政治協商會議大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』六、大方：同委員会、一九九一年、九八～一〇〇頁。

(38) 前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）二六～二七頁。

(39) 陳文香「馬場民族小学發展史話」政協納雍県委員会文史資料研究委員会編『納雍文史資料』三、納雍：同委員会、一九九一年、八三～八八頁（王顯主編『納雍彝學文集』貴陽：貴州大学出版社、二〇〇八年、二二五～二二九頁）。安介泉が一九三八年に死去したことが、馬場所在の現郷政府門前に残るとされる「大定県義徳郷私立平民小学序」碑文に見えるが（前掲「馬場民族小学發展史話」所引）、一九三八年七月の日付を持つ二十七人連署のこの呈文とは、時間関係でかろうじて矛盾はしていないと理解する。

(40) 李建成供稿・宋熹整理「水城の彝族土目」前掲註27貴州省水城縣政協文史委員會ほか編『水城文史資料・少数民族專輯』六三頁、前掲註27蘇吉祥ほか「解放前水城の「省立以角辺疆小学」始末」二二一頁、史志辦整理「収復水城及政權建設」中共水城縣委党史・水城縣地方志辦公室編『水城党史資料』三、水城：水城縣史志辦公室、一九九〇年、二六～二八頁、および張懷義整理「水郎盤合圍戰」中共水城縣委党史・水城縣地方志辦公室編『水城党史資料』三、水城：水城縣史志辦公室、一九九〇年、七三頁。なお、旧田壩郷（現田壩村）に現存するという一九四六年に蘇発鵬が建てた「蘇氏居宅」（蘇家祠堂）については、水城縣地方志編纂委員會編『水城縣（特区）志』貴陽：貴州人民出版社、一九九四年、八六〇頁「蘇氏居宅」（および柳遠勝主編『貴州六盤水市彝族事典』北京：民族出版社、二〇〇二年、二四一～二四二頁「蘇家祠堂」）を参照。

- (41) 項国香「隴輔臣轍事」『昭通師專學報(社会科学)』二、昭通…同校、一九九五年、九九〇—一〇一頁。
- (42) 芒部府隴氏後裔編『芒部府隴氏詩文集』不明…不明、一九九七年、二九〇—三〇頁、および隴賢君(莫布及谷)『彝族芒部源流史』昆明…雲南人民出版社、二〇一七年、二二六—二二七頁・二五七—二五八頁。
- (43) 前掲註42芒部府隴氏後裔編『芒部府隴氏詩文集』二八頁、隴賢君『彝族芒部源流史』二二四—二二五頁、および雲南省人民政府參事室編『雲南省人民政府參事室成立四十五周年記念冊(一九五〇—一九九五)』昆明…同室、一九九五年、一二六頁「隴至中」。
- (44) 前掲註40李建成供稿・宋熹整理「水城の彝族土目」六五・七一頁。
- (45) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇)』十三—十八頁。
- (46) 前掲註26參照。前掲註27康靜山編纂「水城県志稿」にも、「水城…常里…有称土司曰「普察」者、係安天成遠祖。天成之嗣、係宣威安大興來承受。大興之嗣、係郎岱隴應賢來承受。應賢之嗣、所遺產業、除經序議會薄抽海姑小屯入公外、俱係應賢女婿安以成承受」とある。
- (47) 前掲註42隴賢君『彝族芒部源流史』一八二—一九〇頁。
- (48) 前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再統)』十—十一頁・二五—二六頁・三九頁。
- (49) 前掲註42芒部府隴氏後裔編『芒部府隴氏詩文集』一五三—一五四頁。
- (50) もつとも、楊砥中と安慶吾がこれら全ての連署者から本当に一致推挙されたのか、という点については、押印者が少ないことから見ても、ある程度疑うべきである。前掲註42芒部府隴氏後裔編『芒部府隴氏詩文集』三十頁、および隴賢君『彝族芒部源流史』二二七—二五八頁によれば、隴輔臣の三子である隴德榮、すなわち隴禹(隴承虞)は一九三三年に病没したとされ、それが事実であるならば、ここに連署者として名前を連ねることは不可能である。
- (51) 「奉交高玉柱等請設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処一案發呈鑑核由(附三件)』(一九三八年十月二二日)、「貴部發復高玉柱等請設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処一案錄論函達查照由(箋函・渝字八九四三三號)』(一九三八年十一月一日)、「扼呈請設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処一案批示知照由(批・渝字八九四三三號)』(一九三八年十一月一日)、前掲註10(西南苗族土司民衆請願案…請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処(二)」、〇二四—〇二五頁・〇三一—〇三二頁。
- (52) 前掲註51「奉交高玉柱等請設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処一案發呈鑑核由」には、「散処西南各省之夷苗民衆、及辺省僅

「夷苗」連帯の夢

存之士司機関、均係隸屬於各該管地方政府、与蒙藏民衆有固定区域暨特殊情形迥不相侔」とある。

- (53) 西南中国近現代史の中国国内の代表的な研究者である秦和平氏は、研究プロジェクト報告書の中で、二〇一〇年以下のように記している。「資料搜集不容易、尤其是搜集边疆民族地区的資料更加困難。毋庸諱言、開展研究所需要的相關檔案雖已開放但却「封閉」起來。茲引某边疆州××局在我查閱材料介紹信上的批覆加以說明。該批覆是「凡涉及民族的資料、可以看看、可以摘抄、不能複印。凡涉及宗教的資料、可以看看、不能摘抄、不能複印。即使這樣內容的批覆、也是給了很大的面子、表示了優惠、我並不責怪他們、畢竟我們都要受相關制度的約束。当坐在查閱室、翻閱相關的資料時、我多麼希望自己能有三国時伝奇人物張松的大腦——過目不忘（秦和平）前言（二〇一〇年）」。「建国以來川滇黔民族地区基督教調適与發展的研究」不明・自刊、二〇一一年、三頁（四頁）。中国国内の権威ある研究者にあつても、十年前にすでにこのような状況なのであるから、国外にいる私たちが今日その困難を乗り越えることはまず不可能と考えるべきであり、史料問題は別の戦略によって克服する必要がある。このような問題意識を共有する論考として、大川謙作ほか「民族政策史」中村元哉ほか編『現代中国の起源を探る史料ハンドブック』東京・東方書店、二〇一六年、六九―八五頁がある。

- (54) 「安慶吾・高玉柱等呈請設置專管夷苗事務之機関、派員宣慰等情到（行政院）（一九三八年）、「民国四川省民政厅檔案卷宗」、四川省檔案館藏、檔号：五四一七六五九（一）、「国民党貴州執行委员会致貴州省政府函」（一九三八年）、「民国四川省民政厅檔案卷宗」、四川省檔案館藏、檔号：M八一—一七〇九七、「安慶（慶）吾等条陳改進滇川黔边境夷苗地区軍政教化暨開發經濟意見書」（一九三八年十一月）、「民国貴州省民政厅檔案卷宗」、貴州省檔案館藏、檔号：M八一—一六〇二五（四）、「行政院訓令貴州省政府」（一九三八年十二月）、「民国貴州省民政厅檔案卷宗」、貴州省檔案館藏、檔号：M八一—一六〇二五（六）。以上、いずれも前掲註15陳征平『近代西南边疆民族地区内地化進程研究』四一―四一二頁所引。

- (55) 「為扼高玉柱等電呈設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処一案伏祈鑑核錄案令遵由」（一九三八年十月十七日）、前掲註10（西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処）（一）、一四八―一五〇頁。

- (56) 「核復安慶吾等条陳改進滇川黔边境夷苗地区軍政教化暨開發經濟意見一案由」（一九三八年十二月二八日）、前掲註10（西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処）（二）、一一五―一一八頁所収の「貴州省軍管区司令部・貴州省政府公函 民総字第四三〇号」（一九三八年十二月二日）に、「案准貴処二十七年十一月十日渝九二三六号函、以扼安慶吾等条陳改進滇川黔边境夷苗地区軍政教化暨開發經濟意見、奉論抄送原呈、囑查核見復等由。查本府對於省境居民、一切措施均本一視同仁之旨、兼以

夷苗民衆知識程度較低、語殊習異、對於夷苗民衆較多各地、用人行政、格外審慎、且正積極推進夷苗民衆教育、以為根本之因、務使境內民衆融成一家、共同立於中華民族旗幟之下、不復有漢夷苗之分。復查本省政治組織業經納入軌物、土司制度早已失其存在、該安慶吾等自称滇川黔邊区夷苗土司民衆代表、殊有未合。似應令飭遵照、如有具體計畫、可隨時向本府條陳、籍備採摺、毋得假借名義、自示分歧」とある。

(57) 前掲註56「核復安慶吾等條陳改進滇川黔邊境苗夷地区軍政教化暨開發經濟意見一案由」(一九三八年十二月二十八日、一一七―一八頁)。

(58) 前掲註12「擬面陳夷苗土司民衆目前情形請示延見日期由」(一九三八年九月二日)〇〇六―〇〇七頁に、行政院から内政部に送った指令の追伸文に、「又查該代表喻木才等、於上年十月十二月、先後向貴州省政府呈請、在該省設立臨時辦事處、辦理該省各県苗夷之宣伝・調査・教化等工作。經該省政府批駁之後、該代表等、復在省城秘密活動、連絡土著、印發槍枝・人數調查表、宣伝品、及募款捐冊、冒稱係奉委座篋電辦理。該省政府、以該代表等擅假名義、斂材惑衆、經飭保安處、將該代表喻杰才・袁德華二人、看管研(嚴?)訊、並分電本院及行營鑑核在案。合併簽明」とある。

(59) 前掲註19金国光「略憶參加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一一四―一九頁、および前掲註4拙稿「苗族史の近代(上)」五六―五八頁。

(60) 前掲註19金国光「略憶參加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一二〇頁。原文は、「一九四一年夏天、從貴州伝來的消息得知、因水城県長阮略為了邀功請賞、誣蔑「大同盟」為抗日救國組織起来的自願兵團、是「夷苗民衆組織暴動」、遭到貴州省政府下令取締、并派出保安團武装鎮壓。一些人被殺害了。我們曾聯絡過的楊學昌、錢文達……等人被逮捕入獄、……我也是通輯的對象。從此、大同盟在貴州的組織活動被解散、我……只好滯留在昆明」である。金国光は、一九一九年生、彝族で貴州省大方県(旧大定県)百納郷の人、一九三九―四〇年黔西県国民兵團見習員、一九四〇―四二年昆明行營邊疆宣慰團團員、一九四二―四三年大定県保警大隊分隊長で、一九四三年国民党委州省司令部によって「異党分子」として逮捕入獄、一九四六年釈放、一九四九年に威寧游擊團政治委員の陸宗(崇)業と連絡を取り、大定において反蔣介石武装游擊大隊を組織、一九四九年十一月―五〇年八月大定県人民剿匪指揮部副指揮長・県情報站站長、一九五〇年九月―一九五三年三月大定県人民政府民族事務委员会主任・県各族各界代表会副主任、二〇〇八年没。貴州省大方県地方志編纂委員会編『大方県志(一九九一―二〇一五)』北京：方志出版社、二〇一九年、八八七頁「金国光」参照。

「夷苗」連帯の夢

- (61) 前掲註19金国光「略憶參加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一一八―一九頁。原文は、「經過一番準備後、我們帶着一大批印刷的四大方案、從畢節出發、……到了水城県放馬壩楊孝昌（苗族）家。這裡是個苗族聚居的寨子、多數苗胞信奉基督教。楊孝昌的族兄楊孝林是教會的傳教士、在当地苗胞中威信很高。他……當我們向他宣傳大同盟的宗旨、並將一部分四大方案請他代為散發時、非常樂意去辦。他還以教會名義召開了一次規模較大的會議、宣傳彝苗民族團結起來、共同爭取生存的權利、要抗日救國、有國才有家等。參加這次會議的苗胞來自四面八方、除水城県属的区鄉外、還有赫章・威寧・織金・郎岱（現六枝）等原的。有二百多人加入了大同盟。楊孝昌為此還「打」兩頭牛辦招待、并在入盟宣誓儀式上表示要準備組織一團人參加抗日救國鬭爭」である。
- (62) 苗族牧師の楊孝林（教名「雅各」）と、その教會「馬壩支堂」については、前掲註40水城県地方志編纂委員會編『水城県（特区）志』九一二頁「馬壩支堂」を参照。
- (63) 「軍事委員會電吳鼎昌水城土司楊孝昌近糾集張順芝李明芳等人組織貴州苗族青年獨立師另歐崇信近潛伏水城威（威）寧一帶主持育心會煽惑民衆違抗政令等」（一九四一年七月二日）、〈抗命禍國―抗戰時期（五）／一三三〉、《蔣中正總統文物／特交文電／共匪禍國／共匪禍國》、国史館藏、入藏登錄号：〇〇二〇〇〇〇二四六〇A（數位典藏号：〇〇二一〇九〇三〇〇〇二〇六六一三三）。原文は、「拋報（一）水城土司楊孝昌、原係育心會會魁之一、近……組織貴州苗族青年獨立師、擬施軍事政治之訓練、充基本幹部、再因擴大大至整個西南苗夷民族之組織、圖楊孝昌自稱師長、声称目的在持維边区治安、保復边防。（二）水城土司安慶吾・錢文達……等、近組西南苗夷委員會、安慶吾為主任委員。（三）曾允賀龍部政治部主任之歐崇信、近潛伏水城・威寧一帶、主持育心會、煽惑民衆、違抗政令等情」である。
- (64) この状況を改めるべく、当時、中央アカデミズムに身を置く人類学者が發表した論文として、芮逸夫「中華民族的支派及其分布」中国民族学会編『中国学会十周年紀念論文集』成都：同学会、一九四四年、三〇―三三頁、および凌純声「苗族名称之通变」同前五八―六六頁がある。苗族に対する自己認識の二十世紀前半を通じた歴史の変遷については、拙稿「苗族史の近代（一―七）」『北海道大学文学研究科紀要』一二四・一二七・一二九・一三〇・一三一・一三二・一三四、札幌：同研究科、二〇〇八―二〇一一年、二五―五五・八一―一二一・二九―八四・一〇六―一〇九・一四九―一三八・一四五頁を参照。
- (65) 本電文と金国光の回顧との対比は、すでに前掲註13温春來「高玉柱（代序）」三六頁で試みられている。ただし、温氏は電文を一九四〇年七月の史料と誤認しており、以下ではそれを正して新たな考証を試みる。

- (66) 前掲註35楊奉〔拳〕昌提供資料、熊光揚ほか整理「水城苗族抗暴組織「齊心会」」一九〇頁・一九二頁・一九四頁・一九七頁。原文は、「一九二四年郎岱人羅朝陽与納雍苗民王明福在水城比德和納雍陽長一帶（那時納雍未建縣這一帶屬水城 發動組織「齊心会」、以「齊心」為名、号召苗民團結起來、共同御侮、一方有事、八方声援。並明確提出「反对加租改斗」「抗租・抗糧・抗稅」的鬭争口号、一時很得民心、参加的人越来越多越広……。参加人員除十之八九是苗族外、也參有漢・彝・布依等民族。……昆寨土目安克勛、田壩土目安發騰、……以角土目安慶吾……等都遭受「齊心会」不同程度的打擊。……一九四二年……敵人……發動水納一帶幾乎所有地主土匪武装、包括錢聞達・安克耕……蘇發騰……安慶吾……等大土匪、大官僚、大惡霸以及威・赫・水・郎泉保警兵進行围洞。……「齊心会」不得不再次被迫解散隱蔽、転入地下。一九四三年五月、在水城城関放馬壩以苗族楊拳林為首、殺猪宰牛暗中集会四天、商議再次復興「齊心会」時宜。来参加集会的人有…原水城・赫章・納雍・郎岱等地「齊心会」代表和各地聞訊趕来参加的老會員、還有雲南省北勝原土司彝苗民衆請願代表团的李玉柱・俞国才、另外大方的金国光（彝族）、麻江的羅敏宗（苗族）、赫章的安坤和顏××、這四人是国民党戰幹团的、也来参加開会」である。本史料を収録する史料集には、本史料と関連する一連の史料として、苗族楊拳昌口述「張七、張八領導的義軍参加陶興春的起義」前掲註27貴州省水城縣政協文史委員會ほか編『水城文史資料・少數民族專輯』一五七頁、および苗族楊拳昌供稿・史貴良整理「苗族抗暴英雄王炳安」同前「一八四」一八九頁が併載されており、「楊拳昌提供資料」の誤記と理解して間違いないであろう。
- (67) 夏恩禄口述・龍順乾整理「宣慰团」到辺疆活動情况的回憶」中国人民政治協商會議雲南省紅河哈尼族彝族自治州委員會文史資料委員會編『紅河州文史資料選輯』五、不明・同委員會、一九八五年、二九三～二九五頁。
- (68) 前掲註2拙稿「夷苗」連帶の夢（前篇続）八～二四頁。
- (69) 前掲註19金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一一八～一二九頁。
- (70) 前掲註27楊德俊「紅軍与納雍「齊心会」」三十頁。
- (71) 前掲註68参照。
- (72) 前掲註19金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」一二九頁には、「在水城縣開展工作期間、曾到玉舍濫壩同錢文達聯繫。……他看了我們散發的四大方案後說、「大同盟的發起人高玉柱・喻杰才・楊砥中（大定縣人）・安向石（安騰飛？）（黔西縣人）・阿皮魯德（阿彌魯德）（四川涼山人）・曲目昌明（曲木倡民）（四川涼山人）等、早在南京辦『辺疆建設月刊』時、就曾被国民党特務監視迫

「夷苗」連帯の夢

害過、我目前处境不同、对此事不感興趣」とある。ここでいう「辺疆建設月刊」は「新夷族」の誤りであろう。ただし、楊砥中が一九三〇年代半ばに南京で高玉柱たちの早期の「夷苗」請願運動に参加したか否かについては、判断が難しい。当該記事については、前掲註2拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）「四七頁註12、および本稿前掲註19を参照。

(73) 前掲註15張久瑛「民国年間「辺胞」改造運動与「苗夷」精英的民族建構活動」（二三三頁）は、「關於西南夷族治（沿）辺土司民衆請願代表喻杰才等在省會秘密活動的簽呈」、貴州省檔案館藏、檔号：M—1—14424を引用して、「喻杰才一人在貴州活動時、（貴州省？）也通知下發到貴州省行政院、内務部（行政院内政部？）、「省防空司令部等十四個機關、要求注意其是否在進行秘密活動、表現出極大不信任」と述べる。転写の誤りが多いと見られ、文意不明であるが、貴州当局だけでなく中央の各機関に相当広く注意が喚起されたと理解される点から見れば、一九三八年九月以前の貴州省内における活動に関するものよりは、一九三八年九月の重慶での中央との交渉を経た後の、一九四〇年代の「大同盟」の活動に関するものと理解する方が妥当と思われる。

(74) 中共畢節地委党史辦公室ほか編『烈士伝（第一輯）』（畢節地区党史資料叢書之三）、畢節・同辦公室ほか、一九八六年、七三―八一頁「歐陽崇庭（一九一一―一九四一）」。なお、歐陽崇庭が政治委員を務めた「貴州抗日救国軍」第三支隊については、その司令員（隊長）は地元緑林首領の阮俊臣であった。阮俊臣が、紅軍本隊が転戦した後も当地において戦闘を続け、地元当局および郷里の実力者であった楊砥中と敵対し、抗争を繰り返した人物であることは、前稿においてすでに考証して明らかにした通りである。前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再統）「二五―二五頁・三三―三六頁参照。

(75) 前掲註27楊徳俊「紅軍与納雍」齊心会「三二頁。

(76) 前掲註40水城県地方志編纂委員会編『水城県（特区）志』十九頁「大事記・民国三十年」には「歐陽崇信（又名歐陽崇庭）」と記されている。

(77) 前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再統）「二一―四四頁。

(78) 「苗夷学生謁見于院長」『中央日報（重慶）』一九四〇年九月十七日第三版面。なお、前掲註27蘇吉祥ほか「解放前水城的「省立以角辺疆小学」始末」（二三三―二三四頁）には、「一九三九年、……以角小学名声大振、但同時也因此引起了国民党県党部的猜疑。……消息伝到以角、沈（文英）校長……志忑不安。当時正值以角小学四年級学生初小畢業、經安慶吾写信找畢節「西南彝（夷）苗代表」楊砥（砥）中和雲南的彝（夷）族代表余××（喻杰才）等帮忙推薦、同時又得国民党監察院長于佑（右）任贊同、並經国民党政府批准、同

意接收這批學生到重慶讀「辺疆中學」。於是沈文英（校長）……以護送學生重慶為名、与安慶吾一起帶三十多名學生離開水城、以便脫離危險。但不幸剛到畢節、沈……老師即被畢節專署保安司令部逮捕入獄了、從此消息不明。而這批學生進了「辺疆中學」後、由於受不了重慶的酷熱和較深的過程、不到一学期竟大多數跑回家了、能堅持學習卒業的、僅有以角冉崇文・何大明・張文彬和水城的左全達等數人。沈文英……被捕失蹤後、水城縣政府又於一九四〇年派趙悅波來接任「以角小學」校長」とあり、安慶吾が一九三七年に私財を投じて郷里に創設した「省立以角辺疆小學」のこれらの卒業生が、この時に接見する機会をもたらした「苗夷學生」であつたと考へる。

- (79) 郭琨「西南夷族代表高玉柱女史」『雲南文獻』三三、台北：雲南省同郷会、二〇〇二年（台湾インターネットサイト「台北市雲南省同郷会」[http://www.yunnan.tw/index.php/literature/list-4/yunnanliterature32\\_381-article3216.html](http://www.yunnan.tw/index.php/literature/list-4/yunnanliterature32_381-article3216.html)）二〇一八年二月二一日閲覧）。原文は、「民國二十九年夏天、筆者由貴州經重慶去成都投考黃埔軍校時、族兄（郭）佩德由太行山前線函囑過重慶時去拜候高女史、……她住在重慶市夫子池一棟三合院的二層樓房、正房是她的起居間和会客厅、左廂房是辦公兼會議室、右廂房是貴州苗族代表楊砥中先生所住。楊代表対就讀辺疆學校學生很照顧、也樂於助人。……日機常來重慶轟炸、我們同去兵工署防空洞躲空襲、……她的秘書是喻杰才先生、鶴慶白族人、其家眷為避空襲暫安住在貴州畢節」である。この内容に基づくなら、喻杰才が一九四〇年に畢節を拠点に「大同盟」の運動を指揮したのは、空襲の続く重慶から家族とともに畢節に疎開していたからである、という個人的な理由も想定される。
- (80) 「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（○附件（一））」（一九四〇年十月二八日）、前掲註10（西南夷苗土司民衆請願案…請准設立西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処（二））、〇四五～〇五二頁所引の「滇黔川三省土司民衆駐京代表楊砥中二十九年十月呈」（同前〇四六頁）。該当部分の原文は、「各重要公文在夫子池八十三号被炸燬」である。

- (81) 抗戦下の重慶の状況については、戦争と空爆問題研究会編『重慶爆撃とは何だったのか—もうひとつの日中戦争—』東京：高文研、二〇〇九年を参照。

- (82) 前掲註80「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（○附件（一））」（一九四〇年十月二八日）〇五一頁所収の楊砥中宛て連署書状写し。

- (83) 「西南土司代表謁蔣委員長」『中央日報（重慶）』一九四〇年九月二四日第三版面、および前掲註3拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再続）七～十頁。

「夷苗」連帯の夢

【図版出典】写真1・前掲註11「呈為設立「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処」懇祈鑑核備案俯予指令祇遵由」〇二六頁（筆者撮影）（二〇一六年十二月）、写真2・前掲註11「為扼高玉柱等呈請設立西南夷苗駐京辦事処一案函請查核辦理飭遵由」〇五一頁（筆者撮影）（二〇一六年十二月）、写真3・前掲註12「西南夷苗代表觀見林主席」、写真4・前掲註14「新夷族」一―二、口絵図版（筆者個人蔵）、写真5・貴州省檔案館編『貴州省檔案館藏珍品集粹（一）』貴陽：貴州人民出版社、二〇一〇年、六三頁、写真6・「新夷族」一―一、南京：西南夷族文化促進會、一九三六年、口絵図版（中国国家図書館提供）、写真7・8・筆者撮影（二〇一九年三月）、写真9・前掲註30「呈一件：為滇川黔三省辺区夷苗土司民衆推派代表安慶吾・楊砥中等請纓抗戰由」〇一七―〇一八頁（筆者撮影）（二〇一六年十二月）、筆者加工）、写真10左・右：筆者撮影（二〇一七年八月）、写真11：前掲註60貴州省大方県地方志編纂委員會編『大方県志（一九九一―二〇一五）』八八七頁、写真12左・右：筆者撮影（二〇〇九年九月）、写真13：中共昭通市党委党史研究室編『紅軍長征過昭通』（『昭通党史党建』二〇一八―一專輯）、昭通：同研究室、二〇一八年、一三三頁。

【謝辞】本稿は、平成二七―二九年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究（C）「中国共産党と多民族史論」（研究代表者：吉開将人、研究課題番号：一五K〇二八八六）、および平成三〇―令和二年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究（B）「一九四九年前後の西南中国民族エリートの覚醒と帰趨に関する史料批判主義的再検討」（研究代表者：吉開将人、研究課題番号：一八H〇〇七一八）による研究成果の一部である。史料調査では、国史館（台北）、および中国第二歴史檔案館（南京）・中国国家図書館（北京）に便宜をはかっていただいた。中国国内各地での聞き取り調査に際しては、現地で開催出会った地元諸氏から、多大な援助を賜った。以上、感謝の意を表したい。